

會 報

Ayogo

7

2016

July

No. 555



「三重塔」世界遺産 京都音羽山清水寺三重塔



兵庫県土地家屋調査士会

目 次

特 集

平成28年（第75回）定時総会会長あいさつ……………	1
神戸地方法務局局长祝辞……………	2
日本土地家屋調査士会連合会会長祝辞……………	4
第75回定時総会……………	5
第73回日本土地家屋調査士会連合会定時総会……………	8
江本敏彦名誉会長黄綬褒章受賞記念祝賀会に参加して……………	10

報 告

平成27年度第2回選択研修会……………	11
平成27年度第2回業務研修会……………	12
平成28年度測量研修会……………	13
境界問題相談センターひょうご研修会 「調停員としての心構え・調停技法」……………	15
境界問題相談センター運営細則第9条に基づく研修会……………	17
土地の境界問題に関する相談所について……………	18
熊本地震の視察について……………	19
熊本県被災者への「ワンパック専門家相談隊」報告書……………	20
空き家対策について……………	22
裁判手続で土地家屋調査士が活躍しています……………	23

トピックス

理事会トピックス……………	25
政治連盟だより……………	27
つれづれなるままに「くわばらくわばら」……………	28
私の事件簿シリーズ「意外な力」……………	29
これ知ってる？「原本提示省略の巻き」……………	30
西播支部総会及び支部60周年記念式典の報告……………	32
東播支部創立60周年記念式典……………	33
部会・委員会報告……………	34

会員の動向

会員の動向……………	39
新入会員アンケート……………	43
編集後記……………	45
第15回会報Hyogolに参加してプレゼントを当てよう!! ……	48

表紙写真

「三重塔」
世界遺産 京都音羽山清水寺三重塔
撮影場所：京都市

裏表紙
「清水の舞台」
世界遺産 京都音羽山清水寺本堂
撮影場所：京都市

神戸支部
横田 史生会員

平成28年

第75回 定時総会



会長あいさつ

会長 岸本 八太郎

会長の岸本でございます。本日は、第75回定時総会に多数の会員にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は、本会事業にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

また、4月14日に発生した熊本地震に対して、多額の義援金をいただいております、重ねてお礼申し上げます。熊本会より6月3日に開催される研修会に講師派遣要請があったことから、講師と共に役員を派遣し、義援金を熊本会へ寄贈する予定であります。

さて、当会の活動として社会貢献に加えて時代の流れに則した活動を行っています。「境界紛争ゼロ宣言」と題して全国的に境界紛争のない社会を目指しております。また、安倍政権における「骨太の方針」には、空き家対策への取組みと登記所備付地図の整備が明記されました。これは、本会では、3年前より「地図づくり」への参画推進として取組んでおり、また、昨年度からは空家対策における土地家屋調査士の活用に向けて取り組んでおります。「地図づくり」としては、「従来

型」「大都市型」「震災復興型」の新たな3つの作業計画が進められており、本年度予算額も34億円と大幅な予算増となっております。是非とも積極的な参画をお願いいたします。

次に、裁判手続きにおける土地家屋調査士の活用を求めています。神戸地方裁判所、神戸家庭裁判所へ働きかけを行っており、神戸家庭裁判所へは3名の家事調停員を派遣しております。また、境界の専門家としての民事調停員についても新たに推薦依頼があり、1名が任命されています。今後は、専門委員としての活用を強く求めてまいりたいと考えております。

空家対策における土地家屋調査士の活用については、支部と連携した活動を行っており、4月には神戸市と相談業務に関する委託契約を取り交わしたところであります。

最後になりますが、本日の総会における慎重審議をお願いしまして、当職の挨拶といたします。

祝 辞



神戸地方法務局
局長 森 元 利 宏

本日、兵庫県土地家屋調査士会定時総会が、盛大に開催されましたことを、心からお祝い申し上げます。

兵庫県土地家屋調査士会並びに会員の皆様方には、平素から、表示に関する登記に関わる法務局業務の円滑な遂行に格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして、改めて深謝いたします。

土地家屋調査士制度は、発足から66年の歴史を有しており、その間、使命である不動産に係る国民の権利の明確化に大きく貢献してまいりました。これも、ひとえに会員の皆様方の熱意と献身的な御尽力の賜物であり、心から敬意を表するものであります。

さらに、先ほどは、本総会の間をお借りして、多年にわたり土地家屋調査士として、法務行政の円滑な推進に多大な功績のありました方に対して、表彰をさせていただきました。受賞された皆様方の今日までの御苦労と御努力に対し、敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも、御健勝で、より一層の御活躍をされますことを祈念いたします。

さて、社会情勢に関しまして、本年4月14日夜及び16日未明に発生した平成28年熊本地震により、九州地方は甚大な被害に見舞われ、その後も余震が断続的に発生し、予断を許さない状況の中、多くの方が避難を余儀なくされています。

また、熊本地方法務局においても被害が発生しており、当局では、熊本地方法務局から要請があり次第、支援することができるよう準備を整えているところであります。

そのような中、政府は、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「日本再興戦略改訂2015」に「登記所備付地図の整備の推進」等が明記されるなど、その重要性が各方面に広く認識されてきております。

このような状況の中、当局の施策等のうち、若干の事項につきまして、申し述べさせていただきます。

まず、登記所備付地図作成作業についてであります。

法務省では、登記所備付地図作成作業を更に強力に推し進めるべく、平成27年度以降は、従前から行っている登記所備付地図作成作業の実施面積を拡大するとともに、特に、大都市においても積極的に登記所備付地図作成作業を実施することとしました。

当局におきましては、法務省の計画を受け、本年度、従来型の登記所備付地図作成作業として、神戸市北区東大池一丁目、三丁目、西大池二丁目において2年目作業を実施し、明石市朝霧南町一丁目ないし三丁目、朝霧東町三丁目において1年目作業を実施するほか、大都市型として、神戸市東灘区魚崎南町四丁目、五丁目において2年目作業を実施し、同町二丁目、三丁目において1年目作業を実施することとしております。地図作成作業の実施につきまして、会員の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、筆界特定制度についてであります。

司法制度改革の一環として、平成18年1月20日に施行された筆界特定制度は、発足から10年余りが経過し、制度が定着するとともに、相応の利用実績が上がってきております。その間、当局における筆界特定の件数は、常に全国で3番目以内の高水準で推移しており、平成27年におきましては、114申請、229手続にも上る申請を受け付けているところです。

このような状況の下、多くの筆界調査委員を送り出していただいております貴会の御協力に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、日本土地家屋調査士会連合会におかれましては、「境界紛争ゼロ宣言!」、「地図作りへの参画強化」

のスローガンを掲げ、土地境界の専門家としての土地家屋調査士の役割を広報する一方、貴会におかれましては、筆界特定制度と併せて、「境界問題相談センターひょうご」による境界紛争の解決に取り組まれているところです。

今後も、土地境界の専門家として土地家屋調査士制度を広くPRするとともに、長年にわたって積み重ねられた豊富な知見と経験を活かして、境界に関する問題の解決に寄与されることを期待しております。

次に、空家等対策についてであります。

本年4月1日、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」の一部が改正され、市町村が組織する協議会の構成員の具体例として「法務局職員」が追加されています。

土地家屋調査士の皆様は、市町が設置する協議会に構成員として参画するとともに、市町長から委任を受けて「特定空家等」に該当すると認められる空家等に対して立入調査を行うことが可能とされるなど、その専門的な知見を活かして空家等対策の推進に協力することが求められています。引き続き、空家等対策に法務局と連携し、積極的な取組をお願いいたします。

次に、登記オンライン申請の利用拡大についてであります。

政府は、昨年6月、「世界最先端IT国家創造宣言」

の改定及び工程表の改定を閣議決定するなど、世界最高水準のIT利活用社会の実現を目指しており、これを受けて、法務局では、登記事務のオンライン申請の利用拡大に取り組んでいるところです。当局におきましても、オンライン申請の利用拡大に取り組んでまいりましたが、誠に遺憾ながら、当局のオンライン申請の利用状況は、全国的に極めて低い水準にあります。

オンライン申請が広く普及することは、国民の利便性が向上するだけでなく、土地家屋調査士制度の充実・発展に大きく寄与することにもつながることから、貴会との連携をより強化して、オンライン申請の利用拡大を図る所存でありますので、オンライン申請の利用につきまして、引き続き、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

当局といたしましては、表示に関する登記の事務処理や筆界特定事件の事務処理を適正・円滑に遂行するため、貴会との連携を深めるとともに、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて、更に努力を重ねてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、兵庫県土地家屋調査士会のみならずの御発展と、会員及び御来賓の皆様方の御健勝・御活躍をお祈り申し上げまして、私の祝辞とさせていただきます。



祝 辞



日本土地家屋調査士会連合会
会長 林 千年

本日ここに、神戸地方法務局長を始め、多くのご来賓をお迎えし、兵庫県土地家屋調査士会平成二十八年度定時総会が盛会に開催されましたことに、まずもってお慶びとお祝いを申し上げます。

また、日頃から会長を初めとして、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますこと、誠に心強く感謝を申し上げます。

早いもので、現在の執行部となって一年が経過しようとしていますが、平成二十七年度の連合会の事業方針大綱を基に活動を重ね、概ね初期の目標を達成できたと考えております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本年四月の熊本地方を震源とする地震では、死者・負傷者、家屋の損壊等、極めて甚大な被害をもたらしました。被災されました会員・ご家族・ご親戚の皆様には心からお見舞い申し上げます。

今回の地震では、地殻変動が大きかった市町村の基準点測量成果の公表が停止されるなど、土地家屋調査士業務にも影響が出ておりますが、登記申請等における取扱いに混乱が生じないよう、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、現在、社会的課題となりつつある空家等の対策につきましては、市町村が設置する協議会の構成員として土地家屋調査士が挙げられており、市町村からの委任を受けて特定空家等に該当すると認められる空家等に対して立ち入り調査を行うことができるとされる等、土地家屋調査士は空家等対策の推進に協力を求められております。これは、土地家屋調査士の存在意義を全国に統一的に示すことができる社会貢献としての絶好の機会でもありますので、更なる活動をお願いいたします。

登記所備付地図の整備について、土地取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進といった観点から、極めて重要であるとされており、昨年六月に閣議決定された「経済・財政運営と改革の基本方針2015」に続

き、今年の基本方針2016においても、地籍調査と同様に、登記所備付地図の整備の推進等が明記されつつあり、その重要性は各方面に広く認識されるようになってきました。

このように、今や、土地家屋調査士制度は、今日の日本が抱える諸問題を解決するための一役を担う制度として位置づけられているものと考えております。

法務省では、登記所備付地図作成事業を更に強力に推し進めており、平成二十七年度以降は、従前からの作業の実施面積が拡大されるとともに、特に大都市や地方の拠点都市を対象とする大都市型、東日本大震災の被災地を対象とする震災復興型の登記所備付地図作成作業が進められています。

連合会では、土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」に取り組んでおり、土地家屋調査士制度が社会において、更に有効に機能するため、引き続き推し進めてまいります。

その他、表示に関する登記申請の完全オンライン申請の実現や不動産登記規則第九十三条不動産調査報告書の新様式の運用が土地家屋調査士会員に適切に伝えることができるよう、また、制度発足から十年を迎えた筆界特定制度の活用について、法務省と協議を進めながら努めてまいります。

土地家屋調査士業務の充実、発展に向けてのキーワードは、少子高齢化、人口の都市集中、空家問題、そして土地境界の専門家であり、それらは「境界紛争ゼロ宣言!!」を社会に根付かせることにより実現できるものであり、この宣言を引き続き発信していきます。

連合会は、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟でおります。

兵庫県土地家屋調査士会及び会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と兵庫県土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成28年

第75回 定時総会

さる5月25日（水）午後2時00分からANAクラウンプラザ神戸において平成28年第75回定時総会が開催された。

総会は、大平総務部員の司会により橋詰副会長より開会宣言が行われ、岸本会長から挨拶がなされた。

議 事

当日出席会員 180名 委任状出席会員 311名
議長には姫路支部山本剛会員、副議長に東播支部甲山正則会員が選任され、橋詰副会長及び各部長、委員長による事業報告並びに会務報告が行われた後、第1号議案から第3号議案が審議され、全ての議案が賛成多数により承認された。

- 第1号議案 平成27年度収支決算報告書承認の件
- 第2号議案 平成28年度事業計画（案）審議の件
- 第3号議案 平成28年度収支予算（案）審議の件



式 典

議事に引き続き、式典が行われ、神戸地方法務局長表彰はじめ各表彰、多数のご来賓からの祝辞が述べられ

た後、安居副会長の閉会の辞により、華やかな内に総会は終了した。

❖ご臨席いただいた来賓

神戸地方法務局	局 長	森元 利宏 様
同	総務課長	江口 幹太 様
同	首席登記官	斎藤 勤 様
同	総務課庶務係長	西村 務 様
兵庫 県	県土整備部土木局長	
		濱 浩二 様
日本土地家屋調査士会連合会		
	副 会 長	菅原 唯夫 様
兵庫県司法書士会	会 長	蔭山 倫理 様
兵庫県弁護士会	副 会 長	森川 拓 様
兵庫県行政書士会	副 会 長	西村 芳和 様
近畿税理士会神戸支部		
	副 支 部 長	武本 康夫 様
兵庫県不動産鑑定士協会		
	副 会 長	多田 敏章 様
兵庫県社会労務士会		
	副 会 長	牧山 浩之 様
兵庫県建築士事務所協会		
	常 任 理 事	中川 政和 様
顧 問	衆議院議員	松本 剛明 様
同	衆議院議員	西村 康稔 様
	代 理	奥澤 高広 様
同	衆議院議員	藤井比早之 様
	代 理	谷口 宜弘 様
同	衆議院議員	赤羽 一嘉 様
	代 理	治井 邦弘 様
同	参議院議員	鴻池 祥肇 様
	代 理	菊川 義浩 様

顧問	参議院議員	末松 信介 様
	代 理	中西 誠 様
同	県 会 議 員	加田 裕之 様
同	県 会 議 員	黒川 治 様
同	県 会 議 員	幣原 みや 様
同	県 会 議 員	森脇 保仁 様
同	県 会 議 員	吉岡 健 様
同	県 会 議 員	野口 裕 様
同	県 会 議 員	松田 一成 様
同	弁 護 士	鈴木 尉久 様
兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会		
理 事 長	堀 次夫 様	
兵庫県土地家屋調査士政治連盟		
会 長	津村 章浩 様	

❖来賓祝辞

次のご来賓の方々からご祝辞をいただいた。

神戸地方法務局	局 長	森元 利宏 様
兵 庫 県	知 事	井戸 敏三 様
代 読	県土整備部土木局長	
		濱 浩二 様
日本土地家屋調査士会連合会		
	会 長	林 千年 様
代 読	副 会 長	菅原 唯夫 様
兵庫県司法書士会	会 長	蔭山 倫理 様
顧 問	衆議院議員	松本 剛明 様

❖祝電披露 (順不同)

兵庫県行政書士会	会 長	村山 豪彦 様
兵庫県社会保険労務士会		
	会 長	樋口 典明 様
兵庫県建築士事務所協会		
	会 長	山本康一郎 様
兵庫県宅地建物取引業協会		
	会 長	松尾 信明 様
日本公認会計士協会兵庫会		
	会 長	八木 一法 様
近畿ブロック協議会		
	会 長	加藤 幸男 様
顧 問	衆議院議員	西村 康稔 様
同	衆議院議員	藤井比早之 様
同	衆議院議員	松本 剛明 様
同	参議院議員	鴻池 祥肇 様
同	参議院議員	末松 信介 様
同	県議会議員	上田 良介 様
同	県議会議員	内藤 兵衛 様

❖表彰式

神戸地方法務局局長表彰

大坪 昇 (伊丹)	大西 雅裕 (加古川)
立花 義房 (東播)	八尾野孝之 (尼崎)
山本 剛 (姫路)	

日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

遠藤 好城 (東播)	木下 雅之 (加古川)
平岡 督朗 (淡路)	松田 修 (加古川)
山本 雅之 (加古川)	

日本土地家屋調査士会連合会会長感謝状受賞

(日本土地家屋調査士会連合会顕彰規程第7条1項第1号)

黒田 博雄 (西播)	橋詰 繁美 (尼崎)
藤井 十章 (阪神)	藤井 秀樹 (神戸)



第73回日本土地家屋調査士会連合会定時総会

6月21日・22日の2日間に亘り、東京ドームホテルにおいて日本土地家屋調査士会連合会の第73回定時総会が開催されました。全国の単位会から会長のほか代議員（会員数により定数が決まっている）および連合会役員が参加し、総会構成員は180名となります。さらに会場の後方に傍聴席が50席ほどあり、ほぼ満席となっていたので総勢230名程度の総会となりました。兵庫会からは例年4名の代議員が参加しており、今回は第1回理事会で選任された橋詰副会長、山本総務部長、中山広報部長と研修部長の渡邊が岸本会長と共に出席してきました。

総会は午後1時に開会し、林会長の挨拶から始まり、続いて法務大臣表彰状授与が行われました。今年は20名の方が受賞され、兵庫会からは岸本会長が受賞されました。永年土地家屋調査士として業務に精通し、また会務等においても力を発揮されている方が受賞できる大変名誉ある賞だと思います。岸本会長おめでとうございます。

続いて議長の選出ですが、旭川会の辻会長と高知会の谷相会長の2名が議長に選出されました。連合会の総会は副議長はなく議長2名が1日交替で議事を進行します。

議事は

第1号議案 (イ) 平成27年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ) 平成27年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正（案）審議の件

第4号議案 平成28年度事業計画（案）審議の件

第5号議案 (イ) 平成28年度一般会計収入支出予算（案）審議の件

(ロ) 平成28年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

の5議案です。

執行部より各議案について説明があり、議案ごとに事前に提出されている質問についての回答がありました。事前の質問は全部で61も提出されており、兵庫会からは広報に関する質問を2つ提出していました。質問事項のほとんどは連合会に対する要望事項でしたが、執行部批判的なものではなく調査士制度の発展・社会的地位の向上・業務範囲の拡大等の建設的な意見で、連合会に押し付けるのではなく、単位会でも出来ることはやっていくぞという非常に前向きなものでした。みなさん熱い思いを持って質問されているので、議事のほとんどの時間が執行部からの回答に費やされていました。

1日目は17時30分で一旦打ち切れ、18時30分から



同じ会場で懇親会が盛大に行われました。毎年の事でしょうが、来賓としてたくさんの政治家も招かれています。近畿ブロックは会場の中ほどにテーブルが用意されており、他会の方とも懇親を図る事が出来ました。

2日目は9時15分から議事が再開されました。2日目なので皆さん多少お疲れかと思いましたが、相変わらず熱い意見が飛び交っていました。議長からも「時間の都合もあるので質問は簡潔にお願いします」と指摘があるほどでした。しかし、議長の見事な進行のおかげで予定の12時には全ての議案が可決され、無事に

総会は終了しました。

今回初めて連合会の総会に出席させていただき感じたことは、調査士の未来のために、たくさんの方が日々努力されているということです。私はというと、目先の仕事をこなすことが精一杯で調査士の未来のために何かしていただけるか？土地家屋調査士が今後を支える若者にとって魅力ある資格となる様に、自分に出来ることから始めていこうと思いました。

(研修部長 渡邊 茂樹)

江本敏彦名誉会長黄綬褒章受賞記念祝賀会に参加して

平成28年3月12日（日）ホテルオークラ神戸にて200名もの多数の方々のご参列のもと、江本敏彦名誉会長の褒章受賞をお祝いいたしました。



江本名誉会長は、昭和52年の入会以来会務運営にご尽力いただき、第12代目の会長として、2期4年にわたり土地家屋調査士制度の充実発展を主眼に、「必要とされ尊敬される土地家屋調査士に」、や「地図は土地家屋調査士がつくる」等多くのスローガンを掲げ、土地家屋調査士制度発足60周年の年に当たる平成23年には、記念シンポジウム「めざせ地図づくり」を開催し、会員はもとより一般の方々にも広く土地家屋調査士をPRされました。

その後に発災いたしました東日本大震災時には、「阪神淡路大震災を経験した会として最大限支援する」



の号令のもと、数度と現地を訪問。本会では、その意思を引き継ぎ昨年も福島県へ訪問し、現在も復興支援を行っております。

このように、数多くの実績を残された江本名誉会長。間違いなく兵庫会の歴史の1ページを飾るに相応しい活躍をされています。このたびそのご功績に花を添える受賞ということもあり、林千年日本土地家屋調

査士会連合会長はじめ数多くの方にご臨席賜り盛大な祝賀会となりました。

また、祝辞をいただく方々にそれぞれのエピソードがあり、ご友人達のジャズ演奏からも、交友関係が幅広く、多趣味な一面を見ることが出来ました。



江本名誉会長におかれましては、今後も土地家屋調査士に対する熱い思いを絶やすことなく、後輩達へのご指導またご鞭撻の程よろしく願いいたします。

江本名誉会長“黄綬褒章受賞”おめでとうございます。



(副会長 三嶋 裕之)

平成27年度 第2回選択研修会

日 時：平成28年2月12日(金) 16時～
 場 所：本会地階会議室
 内 容：「土地家屋調査士実務に関するQ & A」
 講 師：本会研修部

土地家屋調査士法第2条において「土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と定められているところ、業務全般に関する研修会は新人会員研修会以降、法令改正等の土地家屋調査士を取り巻く環境の変化に応じた研修会の開催が主となっており、ことに実務に精通する内容の研修はあまり行われておりません。今回の選択研修は入会5年未満の会員を主に対象とした日常の実務において生じた疑問等の解説を行う研修会ではありましたが、補助者経験がなく入会后10年以上自己流で実務を行ってきた私ともたいへん興味のある内容でしたので受講させていただくことにしました。

実務における疑問点、質問等が事前に募集されており、その解説を付けたレジュメが用意されていました。それに基づく研修はたいへんわかりやすくかつ深い内容となりました。



特に印象に残った内容を3点ほど・・・

①「地図に準ずる図面の種類の見分け方」は改租図、更正図など公図の起源・歴史をわかりやすいよう

に解説。

- ②「分筆申告図・地積測量図等の各年代、年代ごとの図面の読み方、筆界確認書について」は神戸地方法務局管内不動産表示登記事務取扱要領、同基準の年代による改正内容、特に筆界確認書の位置づけの解説。
- ③「地積測量図作成につき各基準点の入手法、補助点の使用について」

基準点については「基準点管理システムソフト」だけが全てではない。補助点等の使用については調査・測量実施要領107ページをもとに解説。

本来なら10年以上戦士の私はこれらのことは熟知していて当然なのですが、ただ漠然と実務をこなしていたので疎かにしている面も多々ありました。



質疑応答でほとんど質問される方がいなかったのは懇切丁寧に行き届いた内容だったからだと思います。次回はもう少し時間を取って実務上の疑問を講師・受講者双方で掘り下げような内容の研修を希望します。またベテランならではの実務上のアドバイスもあると思うのでベテランの方もご参加いただけるような研修がいいかもしれません。今回、お世話いただいた研修部のみなさんありがとうございます。入会間もない会員の皆さんは、今回のレジュメを参考書代わりに実務にあたるのがいいでしょうね。

(神戸支部 大野 信之)

平成27年度

第2回 業 務 研 修 会

日 時：平成28年 2月23日 (火) 14時～

場 所：神戸会場

(神戸市産業振興センター 3階ホール)

内 容：「不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式の改定について」

「マイナンバー制度について」

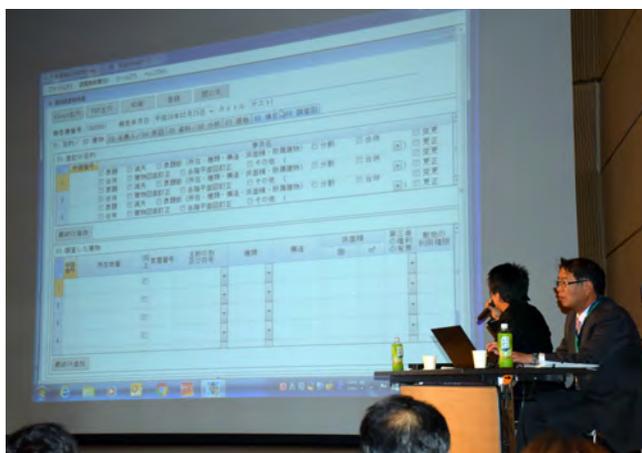
不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式改定に伴い、2月23日に神戸市産業振興センターにて、新システムの操作、使用方法の研修が行われました。新システムは、3月14日より運用開始され、6ヶ月後の9月には、完全移行されるとのことです。新システムの操作方法、記入方法の説明は、プロジェクターを使

って行われました。内容的には、効率的に報告書の作成ができる点、報告書データの管理が容易で判り易い点が利点かと思われませんが、かなり詳細な報告を必要とされていると感じました。

また、2部の「マイナンバー制度について」は、神戸市企画調整局の方から、マイナンバー制度に伴い、制度の大まかな内容、個人情報の取り扱いの注意等が説明されました。

どちらの制度もこれから慣れていく必要がありますが、今回の研修を踏まえて、気を引き締めて業務を遂行する必要があると感じました。

(広報部 宮川 王音)



登 記 書 類 専 門

土地家屋調査士} 書類印刷販売
司法書士}

- ◎ 申請書、函面、表紙、その他1種類
1000枚以上貴名入サービスいたします。
- ◎ ワープロ用白紙色々在庫しております。
見本請求して下さいお送りいたします。

有限会社 旭 印 刷

☎535-0002 大阪市旭区大宮4丁目15番13号
TEL (06) 6953-1266 番
FAX (06) 6953-1434 番
振替口座大阪00980-7-121433

平成28年度

測量研修会

開催日：5月13日(金)～15日(日)

場所：しあわせの村

講師：本会技術対策委員会

研修概要：(座学) 測量の基礎、基準点の使用と地積測量図作成手法、
基準点測量

(実習) A 測量基礎 B 基準点測量

平成28年度の測量研修は、平成28年5月13日(金)から平成28年5月15日(日)の間、しあわせの村において開催いたしました。

カリキュラムは、1日目 座学、2日目 測量実習(測量)、3日目 測量実習(計算等)という内容です。

まず、1日目の座学は、測量の基礎編、基準点の使用と地積測量図の作成手法、基準点測量編の3項目で行いました。

最初の測量の基礎編の内容としては、測量未経験の会員や測量経験が浅い会員を対象とした講義内容となっています。具体的には、TSの各部名称やTSの据付方法、TSの観測方法(対回観測)、TSの取り扱いの注意点などです。この講義の目的としては、測量初心者にはTS等基礎的な取り扱い方の確認等ですが、測量経験のある会員でも日頃行われている測量の確認という意味では、意味のある講義内容となっています。

次に、基準点の使用と地積測量図の作成手法の内容としては、兵庫会で使用している基準点管理システムの使用方法(基準点の検索から基準点使用報告までの一連の操作方法等)や、与点として基準点を使用する場合の注意点、地積測量図の作成方法(記載事項の確認、大阪と兵庫の地積測量図の違い等)です。この講義の目的としては、基準点測量(トラバース測量を含む)を行うにあたり、基準点管理システムを使用した与点の確認方法や使用報告書作成手順の確認です。会員の皆さんが、日頃、トラバース測量等を行う上で必要な事前確認作業及び事後作業を中心とした講義内容となっています。

最後に、基準点測量編の内容としては、基準点測量です。私たち土地家屋調査士が現在深く関わっている14条地図作成業務の公共基準点や地籍調査事業における図根点、19条5項地図作成に必要な登記基準点等の設置に必要な事項を確認できる内容となっています。この講義の目的としては、今後土地家

屋調査士が深く関わっていかようとする事業に必要な基準点に関する事項の確認です。今後 前記事業に係る基準点等測量を行う場合には最低必要な事項を中心とした講義内容になっています。

2日目から3日目の測量実習については、A班(測量基礎班)とB班(基準点測量班)に分けて実習を行いました。両班とも、実際に測量、計算を行う実習となっています。この研修においては、測量機器販売業者様のご協力を得て、最新のTS等をお借りし、測量を体験していただく内容となっています。また測量CADについては、受講者の会員の皆さんが日頃使用しているソフトをできるだけ使用していただけるようにも配慮し、班編成をしています。現在対応している測量CADは、アイサンテクノロジー、福井コンピューターの2社となっています。この実習では、多数の業者関係者様もインストラクターとして参加していただいているので、受講者の会員の日頃の疑問やこれからのシステム導入についてのアドバイス等についても受けていただくことができます。また、受講者皆さんの中で、アドバイス等を受けることができます。今回の測量実習でも、多くの受講者の皆さんで意見交換をしていただけたかと思います。

さて、A班(測量基礎班)の内容ですが、2日目の午前中、TSの据付の練習を中心に行いました。TSの





据付けには、下げ振りを使用した求心作業等を行い、TSを大切に取り扱いながら確実に整準することを確認・練習することを目的としました。午後からは、実際に現場を想定した場所で、選点作業・トラバース観測（2対回）・筆界観測・引照点観測・点検作業等を行いました。実際に現場において必要な1次的作業を体験することを目的としています。3日目の午前中、前日に観測したデータのまとめや、トラバース計算の手計算、測量CADへの測量データ入力作業、区画の分割計算作業、地積測量図作成作業等を行いました。午後からは、測量CADで計算した分割計画点を現地を設置する作業を行い、設置点等の点検測量（巻き尺で距離確認）を行いました。今回、分割点設置作業においては、自動追尾TSと電子平板を使用した設置作業を体験して頂きました。

次にB班（基準点測量班）の内容ですが、2日目の午前中、あらかじめ用意している与点（基準点）の確認及び選点作業を行いました。この作業については、あらかじめ当委員会で用意した与点（3級相当）を点の記及び成果簿で位置の確認を行います。次に図上選点図及び観測計画図（当委員会で用意）に基づき各点間の視通を確認しながら選点（4級相当）を行いました。午後からは、観測計画に基づき実際に観測作業を行いました。今回はH型網を計画し、2班で1つのH型網を観測しました。この目的は、14条地図作成事業等においては複雑な基準点網が必要となってきます。また、複数班で観測することも想定できます。よって、綿密な図上選点及び観測計画が必要になってきます。これを体験していただくためにこのような方法を

とりました。観測方法は、機械高・後視高・前視高を全て統一、二対回（TS取り込み）等、実際の作業と同じ工程を体験していただきました。

3日目は、実際に観測したデータを測量ソフトに取り込み、計算（厳密平均）、計算書等の作成をする内容です。目的としては、ソフトによって多少計算の進め方が異なるのでその手順や方法を確認・体験していただきました。計算書等は、測量ソフトで作成することができる基準点の申請に必要な計算書・図面を作成しました。

また、今回少し時間に余裕があったので、GNSS機を2台用意して、実際に観測を行い、解析を行う講義を追加で行いました。

最後に、今年度は、近畿ブロックから応援頂き、近畿ブロックからの受講者も受け入れました。（受講者受け入れは数年前より実施）毎年、測量研修について、受講者の皆様にご意見を頂いています。このご意見を参考に次年度の測量研修については、より良い研修としていくため、今年度も委員会メンバー全員で活動していきたいと思えます。

次年度もさらに良い測量研修を行いたいと思えますので会員の皆様にはご参加をよろしくお願い申し上げます。

また、ご協力いただいた業者の皆様・研修部の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

（技術対策委員長 高見 忠良）

平成28年3月9日 境界問題相談センターひょうご 研修会

「調停員としての心構え・調停技法」

講師：兵庫県弁護士会所属・家事調停官 若本 修一 様

今回、境界問題相談センターひょうごの企画で、関与構成員及び本会会員を対象とした研修会が行われましたので、ご報告いたします。

私は何度か受付面談員・相談員等として担当させていただきましたが、外部の調停は経験がありませんので、センターひょうご以外の調停の実際を知りたく、参加いたしました。



講師の若本修一先生は家事調停「官」として調停を多く経験され、現在は週1回裁判所に出向かれてご活躍されています。家事調停官は調停員と似た名称ですがその役割は大きく異なり、弁護士がその身分を持ったまま、家事調停に関して裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰する役割を担い、民事調停を主宰する民事調停官とあわせて非常勤裁判官と呼ばれています。

そのような立場で数多くの調停経験をされている先生であっても、調停成立のための決まった手順や客観的に正しい解決案はなく、いわゆる「正しい調停」はない（マニュアルがありそうでない）ことを、調停の難しさとしてあげられています。以前うまくいった方法が、今回もまた通用するとは限らず、時間をかけて

も最後に不成立になることもあり、合理的で妥当な調停案であっても、受け入れられなければ成立せず、逆に合理的で不公正な調停案であっても当事者に受け入れられれば成立することもあり、当事者にとって何が正しかったかは、後になって判明することもあるようです。

調停委員の心得としては、当事者になるべからず、事実をおろそかにすべからず、自分の意見を軽々しく口に出すべからずとのことであります。

調停委員に対する期待として、まず当事者（申立人、相手方）の立場から、①心情を理解する（当事者は相当な不安、緊張感、警戒心をもっておられます）、②公平性に配慮する（信頼関係形成のためには形式面、実質面で最重要です）、③できるだけ白紙の気持ちで臨む（当事者は先入観・偏見を持った委員には話さなくなり、一方の当事者から出された証拠を鵜呑みにすると反発をうけてしまいます）、④代理人が付いている場合は、依頼者の意思を尊重するので、その立場上の発言であることを理解する。また本人と代理人とで態度や言葉遣いを変えないよう気をつける、⑤解決をあきらめない姿勢を保つ（あきらめムードは場にあられてしまいます）、⑥当事者の事情に配慮する（平日の昼間に出席することは大変なことです。1回の期日に少しでも進んだという実感がほしいはず。代理人がいる場合は費用が掛かっている）、の6点をあげられています。

次に主宰者側（調停官、弁護士委員）の立場から、①専門知識の重要性（以前よりネットの影響？で知識が豊富で、当事者に自分の方が知識があると思われると説得力が著しく低下してしまいます。日常の業務以

外にも、民法・民事訴訟法、判例等、法律知識を身に付ける)、②当事者との信頼関係の形成(最重要。調停の成否はこの点にかかっている)、③解決にむけ、当事者の意欲を引き出すために、どのような働きかけを行うのが効果的か(当事者に意欲が無ければ条理をつくして説得しても成立しない)、④無理に成立を急がない、の4点があげられています。

当事者の言い分に賛成できない、或いは話が進まないときは、下記のポイントをあげられています。これは境界確認がスムーズにいかない場合にもそのままあてはまるのではないかと、思います。

- ①当事者の法律や制度に対する理解に誤りがあれば、それを冷静に正す。
- ②説教しても無駄であることが多い。中には逆上する人もいる。
- ③身勝手な主張である場合、それでは調停は進まないとはっきり告げる。
- ④矛盾があれば指摘してみる。
- ⑤決めつけや誤解があれば、まずその理由を聞いてみる。
- ⑥双方の敵対心を和らげることを心がける。(感情的な表現は避け、法的な事実・内容のみ伝える)
- ⑦調停が成立しなければどうなるかを説明する。(意地になっている場合、纏まらなかった場合に将来想定される境界協定、筆界特定、訴訟等に要する期

間、費用、その他の支障等にふれてみる)

- ⑧細かい点はさておき、今後どうしたいかを問う。
- ⑨両当事者の一番のニーズを探り、何を諦めることが出来るかを考える。
- ⑩それでも価値観に相違があるときは、時間をおいて考えてきてもらう。(調停員に甘えている場合もあるので、場合により突き放してみることも一つの方法)

最後に、調停手続は簡易迅速な紛争解決手段として重要な制度であるものの、当事者に利用してよかったと思われるか否かは調停委員にかかっており、当事者が不満を吐露しやすい環境をつくり、話し合いがスムーズに進むように手伝えることが調停委員に課された仕事である、と締めくくられました。

自らの経験でも、測量結果と客観的な資料等により、境界について整合性がある(と思っている)と判断したことで、相手様の聞き取りや話したいことを十分に聞かないと納得を得ることが出来ず、正しいと思って提案した内容に疑念を持たれてしまい、結果、得心が得られないこともあるので、将来にわたって信頼関係を築くことが出来るよう、センターひょうごの相談・調停はもちろんのことですが、日々の境界確認業務や市民相談等にも活かしていかなければならないと思っています。

(運営委員 竹島 丈)

福井コンピュータ 測量CAD BLUE TREND Win
 トパソコン ノンプリズムトータルステーション
 武藤工業 インクジェットプロッタ

測量機械・製図機・コンピュータ
 事務機・事務用品・販売・修理

有限会社 システム測器

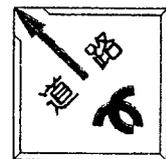
〒651-1114 神戸市北区鈴蘭台西町2丁目20番23号

TEL (078) 592-8585(代)

FAX (078) 592-8584



40×40×5mm



60×60×5mm

*神戸市(道路)境界票他各種取り揃えております。

境界問題相談センター運営細則第9条に基づく研修会

中井センター長の挨拶で始まった平成28年度第1回「境界問題センターひょうご(以後センターひょうご)」研修会。センターひょうご開設から10年を経過し、境界問題に対して一定の効果を上げてきたことが報告された。

阪本センター推進委員長からは、来月にスタートするADRと筆界特定制度の連携である「土地の境界問題に関する相談所(以後相談所)」の説明がなされた。大阪、滋賀、奈良に引き続き、兵庫でもこの制度が月2回実施されることになる。研修会参加者(主としてセンターひょうご関与構成員)に対し、先ごろの定時総会で発表された相談所の目的や手続きの詳細が明らかにされた。参加者から「業務誘致」に関する質問があったが、相談内容が直接登記案件に関する内容であれば、最寄りの支部(長)を紹介する形で答えるとのガイドラインが示された。神戸地方法務局(本局)でスタートすることになったが、今後は県西部や北部においても同様の相談所が開設できるように、まずは一定の成果を上げていきたいとの説明がなされた。

続いてこれまでのセンターひょうごの10年で培われた「受付面談手続における振分事例」について、横田推進副委員長、岡田推進副委員長により100件にもおよぶ具体例を元に解説がなされた。センターひょうごにおける受付面談は、土地家屋調査士2名が申込者からの相談を受け、案件が単なる登記事務なのか、調停もしくは裁判手続が必要になるのかを判断する。土地家屋調査士が業務経験を踏まえ申込者に直接話(アドバイス)できるいい機会でもある。過去の事例を皆が共有することで、自身が振分け相談を行う際の指針(自信)となった。講師からは個人的な解釈を加えてより現実的な対応方法を、また実践的なテクニックも披露された。残念ながらセンターひょうごに寄せられた苦情案件についても報告があり、対応していく上での注意事項を改めて確認することができた。



メインの研修は「センターひょうごの各手続における留意事項について」をテーマとしたパネルディスカッション。手続実施者のなかから特に経験が豊富な伊丹支部大坪会員、同稲会員、姫路支部増田会員を講師に迎え、面談手続から始まる各手続の経験を語っていただいた。受付面談では申込者の意見を尊重することが大切であり、各種手続の説明(選択肢の提示)が必要であること。弁護士が同席する相談手続では、土地家屋調査士の常識にとられない弁護士のやりとりが驚いたこと。調停手続では残念ながら和解調書まで作成することができない場合も多々あること。まずは双方を席につかせること自体が難しいという経験を聞くことができた。ちなみに裁判所では調停に出席しなければ過料を課すことがあることを初めて知った。双方の意見をよく聞くことが調停の本質であるとは書籍や講義で見聞きすることは多いが、これらを実際の手続者経験者(同資格者)から聞いたことは大きな収穫であった。

パネルディスカッション特有の質問と回答形式でおこなわれた研修は、ともすればパネラーと受講者の間に見えない壁ができがちである。今回は受講者自身が手続経験者であるため、絶え間なく質問と回答が飛び交い、非常に充実した研修会であった。

(推進委員 中山 敬一)

「土地の境界問題に関する相談所」の開設について

日頃より境界問題相談センターひょうごの活動にご支援とご協力をいただき、ありがとうございます。

2006年(平成18年)8月7日に境界問題相談センターひょうごが開設されてから10年が経ちました。会員の皆様のご協力のもと、同じ年の1月20日から運用されておりました「筆界特定制度」とともに専門職能としての「裁判外紛争解決手続き(ADR)」機関として一人でも多くの住民の方々のお役に立ちたいと着実に歩みを進めてまいりました。

「筆界特定制度」と「調査士ADR」の連携といわれて久しいなか、やっと「土地の境界問題に関する相談所」の開設に至りました。この相談所は、市民の皆様の視点から見た際に、土地境界紛争の解決手段であるADR制度と筆界特定制度のそれぞれの特色を十分に理解したうえで制度を利用するためには、実施機関の連携を通じて利便性の向上を図る必要があるために開設されたもので、センター開設以降目指してきた住民サービスの充実という流れのなかで、諸先輩の努力が結実したのもでもあります。

相談所を進めていくなかから、状況を判断し改善していければと思っています。会員の皆様、関与構成員の皆様、活動へのご理解、市民の皆様への周知にご協力の程どうぞ宜しくお願いいたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 相談日 | 毎月第2、第4 水曜日 |
| (2) 相談時間 | 午後1時～午後4時 |
| (3) 相談場所 | 神戸地方法務局筆界特定室 |
| (4) 職務内容 | 神戸地方法務局筆界特定室において、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR、その他の紛争解決手段について、それぞれの内容、効果、費用等を説明する等、相談内容に応じた適切な機関の紹介や案内をするもので、法律的なアドバイスは伴いません。 |
| (5) その他 | ①相談は予約制で、前日の正午までに申し込みのあったものについて相談を実施します。
②土地家屋調査士相談員、弁護士相談員を各日1名ずつ配置。
③相談は、1件あたり原則1時間以内で1日最大3件までとします。 |

今後も、境界問題相談センターひょうごは会員の皆様の会費から運営されているセンターであることを肝に銘じ運営してまいります。

一人でも多くの利用者に活用していただける境界問題センターでありたいと願い、様々な可能性を検討しながらの一環としてご理解いただき、ご支援とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

(センター長 中井 富子)





イメージ観測をもっと便利に！
新しいオンボードアプリケーション
MAGNET™ Field 搭載！

Imaging Robotic Total Station
DS-200i

JSIMA認定番号：J1601005
TOPCON認定サービス店：TTD-2003-034

CAPTURE REALITY

- 自動追尾とイメージングをコンパクトに凝縮
- 5Mピクセルのデジタルカメラ搭載
- "測量が見える" イメージ観測
- RCシステム対応で長距離観測可能

株式会社 但谷 **株式会社 トプコンソキアポジショニングジャパン**

〒650-0013 神戸市中央区花隈町32-8 TEL (078)341-2661 大阪営業所 〒532-0004大阪市淀川区西宮原1-5-15 道徳第六ビル2階 TEL (06)6396-8730

熊本地震の視察について

6月3日に開催された熊本会研修会に講師として神戸支部藤原光栄会員、総務部として橋詰副会長と私が同行しました。午前の講義終了後に橋詰副会長が21年前の阪神淡路大震災当時のことを話され、兵庫会からの義援金目録を熊本会吉田会長に寄贈しました。熊本会では速やかな復旧、復興作業のために必要である罹災証明書発行に向けて、会員300名体制で行う現地調査の経費として義援金を大切に活用させて頂きたいと話されました。

午後からは当会の藤原会員による講義が行われ、第1部「震災に対する土地家屋調査士の対応～阪神淡路大震災から学んだ土地家屋調査士制度と業務～、あの日から21年、筆界特定制度もADRもみんなコレから始まった」と題して阪神淡路大震災の経験を基にした講義が行われました。第2部では、「平成28年熊本地震復興への取り組み」と題して平成7年の阪神淡路大震災後の対応、必要とされた土地家屋調査士業務として境界に関する対応事例を説明されました。第3部では、「地籍問題研究会第15回定例研究会」に関して、山林分譲地の土砂崩れ等に対する筆界認定と地図について仙台市の事例を説明されました。平成7年当時神戸支部長であった藤原会員の経験がそのまま活かされた講義であり、研修会の知識が熊本地震におけるこれからの対応に役立つと確信しています。研修会には会員が約250名、法務局関係者が約70名出席され6月3日の午前、午後びっしりの研修会となりました。



翌6月4日には被災状況確認のため午前中に熊本城を訪問（もちろん中には入れませんでした）、午後からは益城町を訪問しました。被災状況としては1階部分が2階部分に潰されている古い木造建築の建物が多く、塀が倒れているのもありました。比較的新築建物は残っているケースが見られましたが高低差のある地盤の場合では土地そのものから崩れている状況もありました。また断層箇所も訪問しました。田のまっすぐの畦畔が約1.5mずれているのを確認して改めて地震の脅威を感じました。

最後になりましたがこの度の一連の地震でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りすると共に、被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地ではまだまだ余震が続き、多くの人が不自由を強いられ、不安な日々を過ごされていると思います。安全と被災地の一日も早い復興を願っています。

(総務部長 山本 光利)



熊本県被災者への「ワンパック専門家相談隊」報告書

主催 阪神淡路まちづくり支援機構

参加者 各士業 専門家団体

兵庫県土地家屋調査士会 三嶋副会長

高橋社会事業部長 天野社会事業部員

目的 多くの分野の専門家が一堂に会し、さまざまな問題に対して、被災者の相談に応じました。

日程 平成28年6月10日（金）～6月12日（日）

6月10日 南阿蘇村訪問

村役場総務課職員から状況説明

家屋被害調査を行っている不動産

鑑定士から状況説明

南阿蘇村への主な国道は、崩落等により通行止めであり、山越えの県道でしか、到達出来ない。阿蘇大橋の崩落により水道管も崩壊したため、断水などライフラインが分断された地区もある。人口は、11,600人であるが高齢化により自主再建は、困難であると報告があった。

不動産鑑定士から、家屋被害調査の状況説明が行われた。調査は1次調査では、外観目視により判定する。判定結果により再調査の依頼があった場合、2次調査を行う。2次調査は所有者が立会い、外部及び内部立入調査を行う。現在も調査を日々行っているが、被災家屋の多さと経験の少ない調査員へのレクチャーなど容易でない状態である。

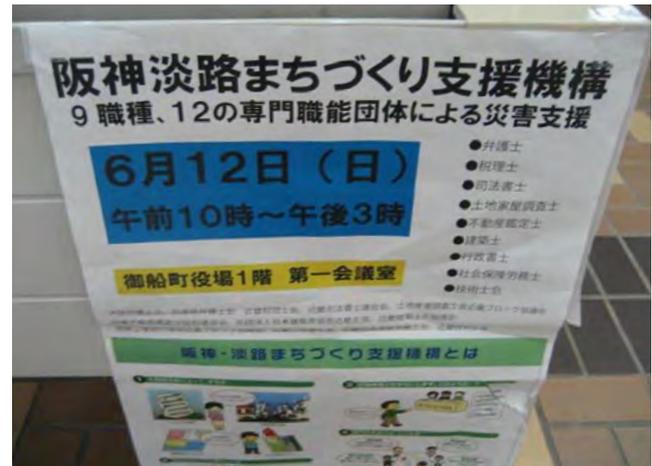
6月11日 午前 西原村 山西小学校で相談会

午後 夜間 益城町 馬水南公民館で相談会

相談会の合間に、地震により田の畔が移動した農地を視察した。断層のずれにより、田に地割れが入っており、道路、河川擁壁は崩壊していた。土地改良により圃場整備が行われた農地であり境界も大きくずれているようであった。

6月12日 御船町 町役場で相談会

御船町役場では、日曜日であるが町の職員が住民への対応を行っていた。地元の弁護士会も、相談会を行っていた。



相談会

相談会は、受付で相談したい内容を聞き、専門家を振り分け対応した。受付では、土地家屋調査士への相談依頼は、先代所有の建物の滅失登記、ブロック塀擁壁の倒壊による相隣関係が主であった。相談者からは、建物被害、地盤の崩壊に関する相談が多く、用意した席がほぼ埋まる状況であった。

被災者からの相談は多岐にわたり、各専門家が個別に相談会を行うと、専門外の相談は、他士業を紹介して相談者の負担になる場合がある。



被災者からは、過去の震災の事例などの情報の氾濫により今後の再建について、不安な思いを抱えているものが多くあった。ワンパック相談会では、様々な専門家がそれぞれの悩みにアドバイスし、その場で答えることができ、相談者のニーズに沿った相談会を実施できた。

被災地の状況

市街地では、道路などは補修された箇所もあり路面電車、鉄道などは、普段どおり運行している。しかし被災した家屋への注意の張り紙ほかブルーシートで覆われた箇所が多数あった。工事車両が行き来すること

もほとんどなく、がれきなどがそのまま残されており、地震の被害の大きさを実感した。

相談会終了後、夜帰還中の道沿いでは、電気が灯っている家はほとんど無く避難生活をおくっていると思われま。街中では「がんばろう熊本」の文字が多く見られました。被災地ではボランティアによる活動も行われており、これから「がんばろう」と、元気であるように見えますが実情はそうではありません。災害の被災地支援はおせっかいなぐらい、しつこく行っていくべきと感じました。

(社会事業部長 高橋 雅史)

お知らせ



補助者証の更新手続きについて

土地家屋調査士補助者証

事務所所在地
○○○○○○○○

土地家屋調査士氏名 ●● ●●

登録番号 兵庫 第×××号

電話番号 ××××-××-××××

発行日 平成25年1月1日

有効期限 発行日から5年間 発行番号×××番

左の者は当会会員上記土地家屋調査士の補助者であることを証する

昭和55年12月31日生

兵庫県土地家屋調査士会

有効期限は発行日から5年です！



現在、会で発行している補助者証は左記のタイプです。発行日と有効期限の記載があります。今、ご使用になっている補助者証の日付をご確認下さい。また、以前のタイプの補助者証をお使いの方、有効期限が切れている方は大至急！更新手続きをお願いいたします。手続方法は下記の通りです。

注意事項

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 退職したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

兵庫県土地家屋調査士会 電話 078-341-8180

- 有効期限満了の3か月前から交付の請求ができます。
- 今、お使いの補助者証のコピーと写真(3cm×4cm、1枚)を揃えて、事務局までお申し出下さい。
- できあがり次第郵送いたします。(作成にお時間を頂きます)
- 更新手続に於いて、料金は発生いたしません。

空き家対策について

平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年2月26日の基本指針の策定を受け、平成27年5月26日から全部施行となりました。

われわれ、土地家屋調査士として着目すべきは、平成26年11月18日に参議院の国土交通委員会により決議された、同法案付帯決議にあらうかと思えます。「政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに、跡地の利活用の推進を図る観点から、空き家を取り壊し、更地にする際には事前に空き家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。」という内容で、まさに、われわれ、土地家屋調査士の職域に関する部分であります。

この同付帯決議を獲得するためには、土地家屋調査士政治連盟をはじめ、多くの土地家屋調査士の先生方による、弛まぬ、地道な活動が大きく影響していることは想像には容易く、ご尽力いただいた先生方に敬意を表するところでございます。

私が所属している神戸支部としましても、この結果が更に実り大きいものとなるようにとの思いから、平成27年4月より神戸市の担当である住宅都市局建築指導部安全対策課と意見交換および情報交換を行ない、平成27年6月12日に神戸市長ならびに芦屋市長宛に同法案にかかる条例整備、或いは、実施にあたっては、土地家屋調査士の活用をお願いしたい旨の提言書を提出いたしました。

兵庫県土地家屋調査士会・兵庫県公共嘱託土地家屋調査士協会・兵庫県土地家屋政治連盟に加え、支部長会の協力を得て、各市町村においても同様の提言書が提出されていることについては大変、頼もしいことであり、われわれ、土地家屋調査士会の職域拡大という面だけではなく、行政・国民への職能の提供という面でも今後につながっていくことだと確信しております。

各市町村においても、まだまだ手探りの状況ながらも、行政代執行による解体撤去工事も数件、実施されております。提言書の提出のみではなく、今後も、行政の動向等を注視し、情報収集に努め、迅速で的確な行動をおこしていかなければなりません。

私は、神戸支部長として、平成27年7月から12月にかけて計5回、開催された神戸市における空き家等対策計画の作成に関する協議会に委員として参加させていただきました。市長を議長とし、自治会連絡協議会・

婦人団体協議会・市議・弁護士会・司法書士会・宅地建物取引業協会・不動産協会・建築士会・建築士事務所協会・県警・大学教授などからなる有識者会議でガイドラインの策定に携わることができました。

ガイドラインは各市町村により公開されておりますので、詳細は省略をさせていただきますが、大きく分けると、①空き家の利活用について、②空き家の解体撤去について、③未然の措置についてに分かれるのではないかと思います。

それぞれのカテゴリーで実施にあたっては、これから詳細をどんどん詰めていくことになろうかと思えます。われわれ、土地家屋調査士が、その職能をどのように各カテゴリーに活かすことができるのか。会議においては意見をさせていただきました。

①空き家の利活用については、対象となる空き家が活用する中で不動産流通に即座に乗ることができるのかどうかという部分で職能を活かすことができるのではないのでしょうか。対象となる空き家は登記されているか？増改築や一部滅失など、物理的変更はないのか？相続登記漏れなどはないのか？などがあげられると思います。

②空き家の解体撤去については、われわれ、土地家屋調査士の職域に直結する部分として、職能を活かすことができるのではないのでしょうか。滅失登記は準備されているのか？獲得した付帯決議の部分、境界線は明確になっているのか？解体に伴って、ブロック塀なども撤去され、将来の境界紛争に至る恐れはないか？などがあげられると思います。

③未然の措置については、日々の業務の中で隣接地などに空き家があった場合、建物が存する場合の軽減措置が同法においては適用外となる可能性があることなどの建物所有者への情報提供や説明、神戸市担当部署との情報共有などがあげられると思います。

私が思いつく範囲ですので、よりたくさんの方の職能の活かし方があると思います。これからも進められていく条例整備などにも、土地家屋調査士として参画し、意見を述べていかなければなりません。皆さんにも自身のこととして捉えていただき、ご意見や提案をいただきますので、今後より良い活動につなげていければと思いますので、よろしく願いいたします。

(神戸支部長 樋口 敦仁)

裁判手続で土地家屋調査士が活躍しています。

本会では、土地家屋調査士の社会的地位向上を目指し、裁判手続における土地家屋調査士の活用として、従来の鑑定人での活用はもちろん、その見識を活かした民事家事を問わない調停員、土地家屋調査士としての豊富な知見を活かした裁判における専門委員としての関与に向けた参画推進の取組みを行っております。

一昨年実施したアンケートでは、会員の皆様のう

ち、10名の方が民事調停員、9名が家事調停員として活躍されており、今後益々土地家屋調査士の参画拡大が期待されており、実際の活動状況を知っていただきたいと考え、実際に裁判所における専門委員として活躍されている会員にその活動について報告いただきましたので、ご紹介します。

「裁判所の専門委員に任命されて」



伊丹支部 大坪 昇

私が神戸地方裁判所の専門委員に任命されたのは、平成27年8月1日からです。

それより約2ヶ月前に裁判所から突然連絡があり、境界確定訴訟の専門委員を引き受けてくれませんかという打診があったのが最初でした。以前より裁判所の民事調停委員の任命を受けていた関係からかどうかは分かりませんが、その際私自身の土地家屋調査士としての経歴について書記官より尋ねられ、筆界調査委員として筆界特定手続に関与していた事などを話し、その後裁判官と直接面談し境界確定訴訟の専門委員をお引き受けすることになりました。専門委員の任期は2年で裁判所から事件ごとに指定を受けることになりました。私の場合いきなり3つの事件の専門委員を引き受けることになりました。それぞれ裁判開始より1～2年経っており、事件の内容を同時に把握していくのに約2～3ヶ月かかりました。その際にも事件の期日は同時に進行されていき、弁論準備や意見陳述、証拠調べ等その都度事件の内容や原告、被告も代わっていくので大変でした。当然のことながら原告、被告にはそれぞれ弁護士がついているのが大半です。

「専門委員制度」とは、専門訴訟の適正かつ迅速な解決のためには、裁判所に不足している専門的な知識

経験を補うことができる専門家による協力が必要不可欠であり、このような観点から平成15年の民事訴訟法の一部改正により新設されたものであります。(境界問題、医療や知的財産権、建築等の専門訴訟にその部門の専門家が関与する制度です。)

それでは、専門委員として関与する手続きにはどういふものがあるかと言いますと、①争点及び証拠の整理②証拠調べ③和解等があります。実際には、ラウンドテーブル方式で裁判官の隣に座って原告、被告と向き合い裁判官から尋ねられたことに対して専門家としての意見や甲号証(原告から提出されたもの)、乙号証(被告から提出されたもの)等の証拠書類等の見方や解釈の仕方等に対する意見を述べるということになります。また裁判官や書記官と共に原告、被告立会いの元、現地検分することもあります。その際には、裁判所が準備する車で現地に行くことになります。(自分の車で行くことは厳禁です。)さらにその中で「鑑定」が必要になった場合「鑑定人」を選任することになります。私の場合「専門委員」から「鑑定人」に変更した事例もあります。(兼務はできないようです。)

それでは、「専門委員」と「調停委員」等では、何が異なるのでしょうか？

調停委員も、その身分としては専門委員と同様に非常勤の裁判所職員ですが、調停に関与する調停委員に対し、裁判に関与するという点で大きく異なります。専門委員には、裁判所のアドバイザー的な立場から専門的知見に基づく説明等を行うことで、訴訟の手續の円滑な進行の助けになることが期待されています。(一昔前は、境界確定訴訟は10年位かかるのが当たり前でした。今でも2、3年位はかかっているのが実情

でしょうか。) それを少しでも早く結審するために「専門委員」の必要性があると思われます。

私自身「専門委員」という立場で訴訟に参加して、今後も土地家屋調査士が裁判所に対して、境界確定訴訟の唯一の専門家であることを今以上に認識してもらうためにも日々研修研鑽が必要であると感じている次第です。

FUKUI COMPUTER

フィールドワークからオフィスワーク、データの管理・活用・連携まで、測量業務をフルサポート!

フィールドデザインで日本の未来を創る

豊富な測量計算機能と、それに連動した専用CADで、「都市部」「平野部」「山間部」などあらゆるフィールドの測量業務に迅速に対応。



BLUETREND X4 2015

測量計算CADシステム【ブルートレンド エグザ】

データ連携で写真活用! 調査報告書も簡単に!

TREND REG/C

土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック】

各種データを一元管理。調査士業務全般をワンパッケージでサポート。

現場仕様の抜群の操作性! 情報収集・集約もこの1台! さらに成果に直結! 現況観測はもちろん、縦断観測・横断観測も!

軽快なフィールドワークを担う!

X-FIELD 新登場!

現場端末システム【クロスフィールド】

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

札幌・青森・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

●製品に関するお問い合わせは  **0570-550-291**

カスタマサポートセンター【受付時間】9:00~12:00 / 13:00~18:00

※土曜、日曜、祝祭日、弊社指定の休業日は除きます。

上記ナビダイヤルは福井県坂井市に発信し、発信地までの通話料はお客様のご負担となります。また、通話料金につきましてはマイラインの登録に関わらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。携帯電話からのご利用の場合は20秒ごとに10円の通話料がお客様のご負担となります。

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

<http://const.fukuicompu.co.jp>

Topics

理事会トピックス

平成27年度第6回理事会 【開催日】平成28年1月28日(木)

会長あいさつの後、議事録署名人山形健郎理事、宮嶋明理事の2名が選任され、岸本会長を議長に会議が進められた。

連絡・報告事項

1. 会務全般報告
2. 各部報告
3. 連合会報告
4. 全国会長会議報告
5. その他

協議事項

1. 第2回業務研修会について
2. 平成28年度事業案について
3. 危機管理備蓄品の選定について
4. 総会までの主な日程について
5. その他

平成27年度第7回理事会 【開催日】平成28年3月24日(木)

会長あいさつの後、議事録署名人に竹島丈理事、立花義房理事の2名が選任され、岸本会長を議長に会議が進められた。

連絡・報告事項

1. 会務全般報告
2. 各部報告

3. 連合会報告
4. その他

審議事項

1. 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画案及び予算案について

平成27年度事業報告、平成28年度事業計画案及び予算案について順次審議が行われ、本会定時総会に上程することとした。

2. センター費用細則の見直しについて

センター費用細則において、平成23年度から5年間求めないこととしていた調停期日手数料の平成28年4月1日以降の取扱いについて引続き5年間求めないことで、提案が行われ、異議なく承認された。

3. 表彰受賞候補者について

平成28年度各表彰受賞候補者について異議なく承認された。

協議事項

1. ADRと筆界特定制度の連携について

平成28年度第1回理事会 【開催日】平成28年5月20日(金)

会長あいさつの後、議事録署名人田中昭範理事、岡崎直代理事の2名が選任され、岸本会長を議長に会議が進められた。

連絡・報告事項

1. 会務全般報告
2. 各部・委員会報告
3. 連合会報告
4. 熊本地震への対応状況報告
5. その他

審議事項

1. 定時総会の運営について

定時総会のタイムスケジュール及び議案について総務部より提案があり、異議なく承認された。

2. 会長表彰受賞者について

本年度定時総会において表彰となる本会会長表彰受賞者について、各支部より推薦のあった13名の受賞が異議なく承認された。

3. 予算外支出の承認について

平成27年度共済特別会計親睦費について、ソフトボール大会に想定を超える参加者があったことから予算を超える支出となったことを受けて、予算外支出について提案が行われ、異議なく承認された。

4. 会費滞納者への対応について

平成27年度後期会費滞納者1名への対応を審議、5月20日付でみなし退会処分とすることとした。

5. 年計表未提出者への対応について

平成27年分年計表未提出者1名への対応を審議、5月31日までに提出のない場合は会則違反で神戸地方法務局長へ報告することとした。

6. 連合会定時総会代議員の人选と対応案について

6月21日～22日に開催される連合会定時総会の代議員として、橋詰副会長、山本総務部長、中山広報部長、渡邊研修部長の4名が提案され、異議なく承認された。

協議事項

1. その他

(株) 神戸清光が、生産性追及のため「プロの測量システム」をご提案します

SOKKIA トータルステーション
iXシリーズ
世界最速・最小・最軽量の最新機種



従来機から30%の軽量化
持ち運び・設置が容易に

クラス最高峰の品質と
世界初のIoTに対応!

SOKKIA イメージング・ステーション
DX-200i Series
"測量が見える"イメージワンマン



MAGNET
現場と事務所を連動!
測量業務を効率化!

イメージ測設で土木測量
をステップアップ!

SOKKIA GNSS受信機
GCX2
世界最小・最軽量の手のひらサイズ



全長 184.5mm
重量約約 375g
500ml ペットボトル以下
超コンパクト&軽量!

固定局1台に3台接続可
最大300mの計測範囲!

Leica トータルステーション
Viva TS16
自主学习機能で測量をサポート!



革新的なソフトウェア
Leica Captivateを搭載!

セルフラーニング機能で
最高精度の成果を実現!



株式会社 **神戸清光** システムインストルメント

測量機器/3Dシステム/CAD/GIS/UAV/修理/レンタル

【神戸本店】 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町5-10-9
【淡路営業所】 〒656-0017 兵庫県洲本市上内膳 121-1
【但馬営業所】 〒656-0017 兵庫県養父市八鹿町八鹿1909-9

【URL】 <http://www.kobeseiko.co.jp>

【MAIL】 ksi-kobe@kobeseiko.co.jp

TEL 078-681-5789 FAX 078-681-8357
TEL 0799-24-5346 FAX 0799-24-7195
TEL 079-662-5645 FAX 079-662-5683

大阪支店・京都営業所・和歌山営業所・滋賀営業所・奈良営業所・修理機材管理センター

政治連盟だより



兵庫県土地家屋調査士政治連盟
会長 津村 章浩

会員の皆様におかれましては、常日頃より政治連盟に対する御支援、御協力、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

7月10日には第24回参議院議員通常選挙が実施され、当連盟の顧問であります末松信介議員が無事当選される結果となり、重ねてご協力に感謝申し上げます。

今年の選挙ほど、私ども政治連盟にとりまして、その支援活動を通じて飛躍的に土地家屋調査士の知名度の向上につながったと実感できたことを私は知りません。

顧問議員の「選挙カー」の運転手を土地家屋調査士が行い、また、事務所開き、街頭演説等機会あるごとに「兵庫県土地家屋調査士政治連盟」と大きく書かれたのぼりを大量に持参し、土地家屋調査士の存在をPRしました。

国会議員、県会議員の先生達の御意見としても各種団体の中でもイメージの向上、地位、知名度の向上の点においては群をぬいているとお褒めいただきまし

た。これは、ひとえに政治連盟役員の皆様、そして、御努力、御協力を頂きました会員の皆様のおかげと深く感謝と御礼を申し上げます。毎年、政治連盟は色々な活動方針をかかげて努力を重ねてまいりましたが、全調政連、兵庫政連を問わず社会を動かすために行っている活動に必要なものは理屈ではなく真理だと確信していますので、今年度は画期的な変革の一年となる気がしています。

今から55年位前に“世界残酷物語”という映画が世界中で公開されヒットしました。その中で、生のイカを食べる日本が紹介され野蛮で残酷な国のイメージが与えられた一方で、日本の国に雪がふっている場面があり、世界中が驚愕しました。東アジアの小さな島国に雪がふるとは世界は思っていなかったのです。イメージとはこわいものであることを示すよい例であります。私共、政治連盟も知名度の低さ、イメージの薄さ等に苦しんできました。新鮮なイカの刺身が残酷かどうか別にして、イメージはすぐく各種団体にとりまして大切な事でもあります。選挙期間中の18日間で政治家の土地家屋調査士調査士へのイメージは一新されました。今年も自民党の土地家屋調査士制度改革議員連盟を始めとした各党議員連盟、兵庫政連の顧問の先生方を中心にねばり強い活動を続けていく事をお約束します。

以上、政治連盟の活動は本会事業の中で政治活動を担う一部間として、会員の皆様の将来の希望を見出すものでありますので、今まで以上に政治連盟の活動にご理解とご協力を賜ります事、お願い申し上げます。

最後に日頃の活動の一部を写真添付し、政治連盟の役員の紹介をさせていただきます。





くわばらくわばら

本会から会報7月号の「つれづれなるままに」の原稿依頼があった。「つれづれなるままに」は昔学校で習った徒然草の冒頭の部分だったと思うが、どんな意味かなと思いネットで調べてみた。暇とか退屈とかの意味があるらしい。たしかに当事務所は開店休業中であり、「つれづれなるままに」を書くにはもってこいだ。と自虐的になる。気を取り直して昨年あった非常に困った話でも書かせてもらおう。

昨年の9月頃、夜にパソコンをさわっていたら、「メールが送信できませんでした」というメールエラーが突然やってきた。そのとき何もメール送信等行っておらず、おかしいなあ？ 変なサイトに誘う新手の迷惑メールか!?!と思ひ、とりあえずほっておいた。

しばらくすると知り合いの調査士さんからメールが、「変なメールが配信されてきた、何かウィルスにやられてない?」。なんやと!! あわててメールソフトで何か送信した履歴が残ってないか調べたが、やっぱり何も送信してない。先ほどきた「メールが送信できませんでした」というメールエラーの中を確認すると宛先に最近送受信した相手のメールアドレスが載っているではないか! なにがなんだかわからず、とりあえず変なメールを送信してしまったと思われるメールアドレスに謝罪と絶対にメールを開けないでくださいというメールを送信する。しかしこの後どうしたものか全然わからない。パソコンにウィルス対策ソフトも入れているし、これまで特に変わった様子もない。

困り果て、ウィルス対策ソフトの会社に電話をするとパソコン全体のウィルスチェックとウィルスの駆除をするように言われ実行。何か反応があり、駆除したと結果がでる。ひとまず安心。これでもう大丈夫と思っていたが、この後、2週間に一度というペースで同じ迷惑メールを配信する事態に。再度ウィルス対策ソフトの会社に電話するがその会社ではもうどうにもならないのでプロバイダーと相談してくれとのこと。プロバイダーのホームページでセキュリティ対策を講じ

るが何も変わらず。とうとう年末にプロバイダーからあなたのメールアドレスから迷惑メールが配信されていますという注意を受け、プロバイダーにこれまでの経緯を報告し相談する。相談の結果、どうも当方のメールアドレスが乗っ取られている可能性が高い、解決するにはメールアドレスの変更が必要とのこと。

え〜!! 仕事で使っているメールアドレスやのにと泣きついたが、どうにもならず。とうとう本年1月1日にメールアドレスを変更することに。とほほ…

何が原因だったのか今でもわからず。そういえば前に自分でホームページを作った時もいつのまにか危険なホームページと表示されることになり、全部消してしまったことがあった。そのホームページにメールアドレスを載せていたからかなあ???

パソコンがあるおかげでわからないことを簡単に事務所で調べられる世の中になり、たいへん便利になったが、私にとってパソコンはまったくのブラックボックス。ひとたび不調となると完全にお手上げである。ましてや世の中には悪い奴がいっぱいて、他人のパソコンを乗っ取って脅迫メールを送るヤカラもいる。まさか自分にも火の粉がかかろうとは…。

パソコンのOSはwindowsが主流である。法務省のオンラインシステムもwindowsを使っている。最新のwindowsは10で平成28年7月29日までは古いwindowsは無償で10にアップグレードできるらしく、気が付けばパソコンの画面に10へのアップグレード催促の画面が開く。噂によると、なんと!! 何もしなくてもいつのまにかwindows10にアップグレードすることもあるらしい。朝起きて、よし今日も頑張ろうとパソコンを開ける。なんと! windows10起動なんてあるかもしれない。「マイクロソフト、お前もか!」である。

そんなことになりませんように。くわばらくわばら。

(伊丹支部 細山 慶太)

私の事件簿 シリーズ

「意外な力」



加古川支部
廣田 隆 徳

7、8年前の話だったと思います。ある方から土地の境界の確定と分筆の登記依頼を受けました。その土地は長年放置されており、雑草や雑木まみれで、前面道路からは土地の形状もわからないような状態でした。依頼主と現地で会いとりあえず伐採作業から始めることに。

現地立ち入りに際して隣接地へのあいさつに行きました。申請地の南側が道路、東側に二軒住宅、北側に住宅が1軒、西側に農地。住宅地の方々は伐採に対しても、測量・境界確認に対しても非常に協力的だという印象を受けました。問題は西側農地の所有者でした。あいさつの際、長年放置されていた土地であったため、草刈の問題やゴミの問題など結構不満をもって、伐採してくれるのはありがたいが、そのあたりをちゃんと所有者に伝えてほしいと、それなりができないと言われてしまいました。

正直に所有者にお伝えし、こちらはこちらで伐採作業や現況測量などをとりあえずすすめていくこととなりました。

伐採作業をしていると、3・4歳くらいの男の子が道路側からこちらをじっと興味深そうにみていました。しばらくすると男の子はどこかへ行ってしまいました。1日では伐採作業は終わらず、次の日も行うことに。現場へ向かうと昨日こちらを見ていた男の子が道路で遊んでいました。声をかけるとすっかりなつかれてしまい、仕事もせずしばらく遊んでしまいました。しばらく遊ぶと男の子は満足したのか帰ってしまいました。その後、伐採作業を開始し、なんとか終了させることができました。

翌日、現況測量を行おうと現地に向かうと、また男の子が待っていました。その日も少し一緒に遊んであげ、これから仕事をしないといけないと説明し、現況測量を始めました。

すると何してるの？とか何見てるの？など質問攻めでした。理解できるかできないかはわからないけど丁寧に説明をしてあげ、実際にトータルステーションものをのぞかせてあげました。男の子はすごく興奮しているようで、楽しそうでした。

僕に息子はいなのですが、息子に仕事を教えているような楽しい感覚で作業をしていました。隣接所有者

の難しさから現実逃避するように作業を楽しんでいました。

それから何度か現地で男の子と遊んだり、話したりしながら作業をすすめていき、すっかり仲良くなり、友達以上親子未満みたいな関係になっていきました。境界確認の段階になり、隣接住宅地3軒とは何の問題もなく境界確認をすませることができました。問題の西側農地の所有者、申請地所有者とともに立ち会いのお願いにいくも会ってもくれない。インターホン越しで怒鳴られ、出てきてくれない。

あまりしつこくお願いに行くのも逆効果だと思い、申請人にしばらく時間をおくことを進言し、また筆界特定制度というのが始まったということ、どういった制度かを説明して、この制度を利用するかどうかも視野に入れて検討してみてもどうかと提案をした。

それから10日ほどして、再度申請人と共に、西側農地の所有者宅へ向かうことになった。

インターホンを押すと、なんとすぐに出てきてくれた。でも、こちらの説明を聞く気はなく、既に怒りモードでまくしたてられる。「こっちが草刈ってくれと頼んでも何もしてくれんと、自分が土地売るようになったら立ち会いお願いしますって都合よすぎるやろ！だいたいな…」と言いかけたところで急にトーンダウン。視線が違うところに向いている。しばらくして僕の足に何かぶつかったような衝撃。

現場でいつも遊んでいた男の子が足に抱き付いていました。「おにいちゃん、助けにきたよ」って。で、次の瞬間「おじいちゃん、このおにいちゃん怒ったらダメ！」

なんと、この男の子は隣接所有者のお孫さんだったようで、孫に怒られてしょんぼり。

お孫さんとのことを説明し、ようやく話を聞いてもらえることに、しかもなぜかお孫さん同席で。

それからは、申請人さんが所有地を放置したことなどの謝罪をし、無事に境界確認までこぎつけ、業務を完了することができました。

このことがあってからは、現場で会う方には笑顔で挨拶し、求められた説明に対しては答えられる範囲できっちりと説明を行い、僕たちは現場作業中も常に誰かに見られているんだと意識をするようになりました。

◎原本提示省略の巻

これ**知**ってる？

平成27年6月(一年前)、オンライン申請の添付情報のうち、法律で定められたもの以外、つまり「法定外添付情報」の原本提示省略が原則認められることになりました。ところが、私の周りの会員に聞くと「原本提示省略はやったことがない」、「そもそも添付情報をPDF化していない。」という返事が多いのが事実。そこで今回自分の案件にてこの「原本提示省略」にトライしてみたところ、ある事実と直面してしまいました。

◆オンライン申請の添付情報の提供はオンラインが原則、書面は特例

平成17年施行の改正不動産登記法(現行)18条ではオンラインによる申請を1項、書面申請を2項としており、順列的にはオンライン申請がデフォルトと読むことができます。

また、登記令附則5条では書面による添付情報提出を「当面の間」というキーワードを使っているように、オンライン申請時の添付情報も原則電子情報であるべきと考えられています。書面で預かった委任状を法務局に提出するときに「特例」という語句がついているのはなるほどというわけです。

◆容量オーバー

不動産登記法が改正され、オンライン登記申請がスタートしてはや10年が経ちました。残念ながら神戸管内はもとより大阪管区全体でのオンライン申請普及率はまだまだ広がっていません。オンライン申請が普及しない理由も考えてみたくくなりますね。

表示に関する登記申請の場合、再分筆の場合のようなものを除き、添付情報が膨大な量になるのはよくあることです。公共物や隣接数件との筆界を確認した書面をPDF化するだけでも、オンライン申請の上限容量10Mを超えそうになることは「調査士あるある」といってもいいでしょう。ファイルサイズを小さくすることが面倒なので、ある一定量を超えてしまいそうになったら添付情報の電子化(PDF化)を諦めてしまい、書面により提出、コピーを添付し原本還付をおこなっている会員も多いでしょう。このサイズの上限撤廃については、またどこか別の機会にお話しできればいいと思います。

◆おさらい

今回のお話は「法定外添付情報の原本提示省略」についてです。平成27年6月1日よりスタートしたこの仕組み。今一度、この仕組みを解説した文章(平成

27年4月3日付 事務連絡)を読み直してみました。「手続きを代理する資格者が原本を確認した場合、原本提示省略の取り組みを行うことにより、オンライン利用の促進を図ることができるものと考えられる(抜粋)」との観点が法務省民事局民事第二課の法務専門官から示されました。さらに、「法定外添付情報を電磁的に記録したものが**不鮮明である等の理由**により登記官が原本の提示を求める場合を除き(中略)原本提示を省略することができる。」と明記されています。

この文章を正直に受け止めると、法定外添付情報についてはスキニングしてPDF化し、きちんと電子署名しておけば我々資格者がその原本を確認したとお墨付きを与えることができ、その旨調査する登記官が信用してくれると受け止めることができますね。

さらに本会表示登記研究会・事務連絡会(平成27年12月2日)の議事録によると、これまで上記取扱いによって障害及び問題などは発生していないとのこと。ただし、登記官からの要請があれば速やかに応じて欲しいとの要望が記載されています。

というわけで、私が受託した案件で実際に原本提示省略を試してみましたので、その報告をさせていただきます。

◆地目変更の場合

農地から宅地への地目変更の場合、農地転用届・許可書を通常添付します。しかしこれらは法定添付書類ではなかったはず。そこで私は、非農地証明書を添付する地目変更で実際に原本提示省略に挑戦しました。非農地証明書を300dpiでスキニングしPDF化、電子署名を行いオンライン申請の添付情報として申請。数日後登記官より問い合わせと補正の連絡がありました。そうです、農地から農地以外への地目変更については、農業委員会が発行する証明書は原本提示を必要とすると前述の事務連絡にしっかりと明記されています。うっかりしていた私はすぐさま登記官の手元に原本を届けました。

結論 「農業委員会発行の各種証明書、都計法の検査済証は原本必須」と心得よ。

◆**土地分筆・地図訂正・土地地積更正の場合**

土地の分筆などに添付する「筆界確認書」や「境界協定書」も法定外添付情報ですね。では早速原本提示省略に挑戦してみましょう。今回は土地表題嘱託登記（払い下げ用地の表題）に添付する官民有地境界協定書、筆界確認書を300dpiでカラーキャンシPDF化、電子証明付与し添付情報に仕上げました。小さな案件でしたので、ファイルサイズを縮小することなく標準的な手法でデジタル化しています。

申請後すぐに登記官より原本を見せてほしいと電話連絡がありました。登記官に事情を聞くと「元々はA3と思われる協定図がA4でしか印刷できないので原本を見たい」とのこと。もちろん元々A3の書類を読み込んでいますので、元の書式でプリントアウトしていただければ問題ないはず。試しに事務所で添付したPDFをプリントアウトしたものを持って行き、これをご覧いただければ何も問題がありませんよと説明しました。

登記官曰く、「A4では不鮮明なので、不鮮明を理由に原本提示を求めることは理にかなっており、事務連絡にも書いてあるはず。」とおっしゃいます。

これ以上議論しても解決できないので、原本をお預けして事件処理を進めていただきました。

結論 「A3が原本の書類は原本提示省略が難しい。法務局にA3カラープリンタ導入が待ち遠しい。」

◆**建物滅失の場合**

建物滅失登記の法定添付書類は代理権限証書のみ。つまり取壊証明書は法定外ですね。よって、取壊し業者の証明書と印鑑証明書をモノクロ300dpiでPDF化

し署名付与。資格証明書の代わりに会社法人等番号を申請書に記載すればこちらも省略可能ですから、委任状だけ提出すれば受理してもらえます。

この1年間で2回、原本提示省略をおこない問題なく処理してもらえました。もちろん登記官からの質問もなくあっさりと。

結論 「滅失登記はあっさりと」

◆**道半ば**

さて今回は私の担当案件で実際にトライしてみた結果を報告させていただきました。理論上は可能なはずの土地に関する事件は残念ながら原本提示省略ができませんでしたが、法務局の出力体制やモニターの大型化などの条件さえ整えば十分可能になると思います。オンライン登記申請が始まって10年を超えました、しかしまだまだハードウェアも運用面も整備できていないのが現状です。

しかし今回のこの制度は我々土地家屋調査士にとっては重要な一歩だと確信しています。これまで原本の認証を登記官にゆだねていたものを、現在は法定外の書面に限ってですが、資格者である我々がまかなえることになりました。

ここをスタート地点とし、次第に法定添付書類に我々資格代理人が責任を持って認証できるようになっていきたいと思います。そのためにはせつかく与えられた権利を十分に行使し、実績を積んだうえで土地家屋調査士の信頼度をあげていくべきと考えます。

以上私の案件でおこった実際の結果です。もちろん判断する登記官による個人差はあるでしょうが、すべての登記所、登記官に試せるわけでもありませんから、ぜひとも会員のみなさんがそれぞれトライして経験を積んでいきましょう。

(広報部長 中山 敬一)

<p>OAシステム・土木施工/測量CADシステム 公共土木・測量委託積算システム 測量機器・計測機器・レーザー機器 測量用品・設計/製図用紙 他</p>		
	<p>株式会社リライアンス 〒677-0057 兵庫県西脇市野村町茜が丘36-3 TEL:0795-27-7007 FAX:0795-22-7017</p>	

西播支部総会及び支部60周年記念式典の報告

西播支部総会及び西播支部60周年記念式典が、平成28年4月15日（金）、たつの市御津町のホテルシーショア・リゾートにて開催されました。

総会の議長には谷口展昭会員が就かれ、執行部が提出した議案書のとおり、異議なく可決承認されました。また総会では、昭和29年に入会され現在も現役バリバリの土地家屋調査士・圓尾哲会員が、米寿のお祝いを受けられたのを筆頭に、次の方々がお祝いを受けられました。



御来賓

喜寿：江尻節子会員

古希：矢野喬司会員・岡部克馬会員・水口一郎会員・
頓田次雄会員・圓田静志会員

還暦：藤原隆行会員・松原勢峰会員

因みに、圓尾会員は昭和29年に入会・登録されて以来今日までご活躍されている方です。支部長を6期12年も務められ、60年にもわたって活躍されており、土地家屋調査士としても還暦を達成されておられる、まさに土地家屋調査士の鑑であり生き証人であります。

西播支部60周年記念式典では、本会から副会長の安



安居副会長記念式典でのお祝いのお言葉

居氏を招いて、慎ましく厳かに開催されました。また、支部登録30年以上の会員の方に永年在籍表彰、堀次夫会員・谷口展昭会員・竹添貴浩会員に特別功労者表彰が、記念品とともに贈呈されました。



坂本会員

アトラクションでは、地元の踊り子サークル「播州わらべ」によるダンスが披露されました。「たつのよさこい」をキャッチフレーズに、地元たつの市を拠点に活動されている踊り子の「播州わらべ」は、小・中学生が中心のサークルですが、当日は高校生など年上の方も加わってお祝いして頂き、式典の雰囲気は終始和やかでした。また広報としては、若い方々に「土地家屋調査士」の名を知って頂ける、良い機会となった様にも思います。

(西播支部 竹内 尚)



播州わらべ

東播支部創立60周年記念式典

平成28年4月16日（土）「西脇ロイヤルホテル」において、兵庫県土地家屋調査士会東播支部 第60回定時総会の終了後の午後4時より、兵庫県土地家屋調査士会東播支部創立60周年記念式典が盛大に催されました。

丸山副支部長の開会の言葉に続き、吉井敏恭実行委員長の挨拶の後、ご多忙中にもかかわらず、お越しいただいた、来賓の久井亮仁神戸地方法務局社支局長はじめ、藤井比早之衆議院議員、内藤兵衛兵庫県議員、岸本八太郎兵庫県土地家屋調査士会会長、津村章浩兵庫県土地家屋調査士政治連盟会長から祝辞をいた



だきました。

在籍30年以上の18名の永年会員へ、長年の功績をたたえ、記念品贈呈が、甲山支部長より行われ、本多義博会員の乾杯の発声で祝宴が始まりました。

ヴァイオリンとビオラの生演奏が流れる中、和やかに食事をいただきながらの歓談を楽しみました。

そして、甲山支部長の閉会の言葉をもって、支部創立60周年記念の祝宴は盛会のうちにお開きになりました。

（東播支部 村上 由佳）

永年表彰

植田 拓良 様	臼井 昇 様	浦野 正博 様
岡 聖一 様	北野 克明 様	切貫 裕士 様
小林 克行 様	小林 正夫 様	芝崎 俊雄 様
田中 清 様	富永 茂郎 様	藤井 正己 様
本多 義博 様	前田 秀男 様	松永 進 様
村上 朝男 様	吉井 敏恭 様	吉田 康男 様



部会・委員会報告

自 平成28年1月1日
至 平成28年6月30日

総務部			
開催日	行事名	場所	議題等
1月5日(火)	法務局新年挨拶	神戸地方法務局	岸本会長、橋詰・安居・三嶋・中井各副会長、山本総務部長出席
1月13日(水)	マイナンバー制度に関する説明会	本会会議室	22名受講
1月13日(水) ～1月14日(木)	全国会長会議	東京ドームホテル	岸本会長出席
1月13日(水)	日調連新年賀詞交歓会	東京ドームホテル	岸本会長出席
1月14日(木)	日調連顧問による講演会	東京ドームホテル	岸本会長出席
1月15日(金)	新入会員面談	本会会議室	2名
1月28日(木)	新入会員面談	本会会議室	3名
1月28日(木)	総合役員会	本会会議室	第2回業務研修会について他
1月29日(金)	近畿各会正副会長会議	ホテル日航奈良	岸本会長、橋詰・安居・三嶋・中井各副会長、藤井連合会理事出席
2月9日(火)	登録証交付	本会会議室	2名
2月9日(火)	常任理事会	本会会議室	センター費用細則について他
2月15日(月)	登録証交付	本会会議室	2名
2月23日(火)	新入会員面談	本会会議室	2名
2月24日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月4日(金)	登録証交付	本会会議室	4名
3月10日(木)	常任理事会	本会会議室	平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画、予算案について他
3月12日(土)	江本名誉会長黄綬褒章受章記念祝賀会	ホテルオークラ	
3月15日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	平成27年度事業報告について他
3月24日(木)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月24日(木)	理事会	本会会議室	平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画、予算案について他
3月24日(木)	兵庫県土地家屋調査士政治連盟第16回定時大会	神戸産振センター	岸本会長出席
3月30日(水)	法務局長退任あいさつ	本会会議室	岸本会長出席
4月1日(金)	弁護士会新役員あいさつ	本会会議室	岸本会長、橋詰・安居両副会長出席
4月1日(金)	新入会員面談	本会会議室	1名
4月5日(火)	法務局長就任あいさつ	本会会議室	岸本会長、橋詰副会長出席
4月5日(火)	登録証交付	本会会議室	1名
4月7日(木)	総務・財務合同部会	本会会議室	平成27年度共済証票特別会計繰越金の処分案について他
4月7日(木)	常任理事会	本会会議室	決算監査について他
4月15日(金)	西播支部総会	ホテル シーショア・リゾート	安居副会長出席
4月15日(金)	淡路支部総会	夢海游淡路島	岸本会長出席
4月16日(土)	明石支部総会	鳥羽シーサイドホテル	橋詰副会長出席
4月16日(土)	東播支部総会	西脇ロイヤルホテル	岸本会長出席
4月19日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	平成28年度定時総会の運営について他
4月19日(火)	登録証交付	本会会議室	1名
4月22日(金)	阪神支部総会	西宮神社会館	岸本会長出席
4月22日(金)	伊丹支部総会	白雪ブルワリーレストラン長寿蔵	中井副会長出席
4月22日(金)	尼崎支部総会	尼崎中小企業センター	橋詰副会長出席
4月22日(金)	加古川支部総会	加古川プラザホテル	安居副会長出席
4月23日(土)	但馬支部総会	佳泉郷 井づつや	三嶋副会長出席
4月26日(火)	姫路支部総会	総社会館	岸本会長出席

部会・委員会報告

自 平成28年1月1日
至 平成28年6月30日

総務部			
開催日	行事名	場所	議題等
4月28日(木)	神戸支部総会	生田神社会館	岸本会長出席
5月9日(月)	近プロ監査会	大阪会会館	橋詰副会長出席
5月9日(月)	近プロ正副会長会議	大阪会会館	岸本会長出席
5月9日(月)	近プロ正副会長・部会長会議	大阪会会館	岸本会長、橋詰・安居両副会長、藤井連合会理事出席
5月12日(木)	常任理事会	本会会議室	熊本地震について他
5月12日(木)	名誉会長・相談役・参与会	本会会議室	平成27年度会務報告並びに平成28年度の会務方針について他
5月18日(水)	兵庫県司法書士会総会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	岸本会長出席
5月19日(木)	全日本不動産協会兵庫県本部総会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	橋詰副会長出席
5月20日(金)	総務部会	本会会議室	平成28年度定時総会の運営について他
5月20日(金)	理事会	本会会議室	平成28年度定時総会の運営について他
5月20日(金)	兵庫県行政書士会総会	神戸ポートピアホテル	安居副会長出席
5月23日(月)	兵庫県宅地建物取引業協会総会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	三嶋副会長出席
5月23日(月)	兵庫県弁護士会定時総会	ホテルオークラ神戸	中井副会長出席
5月24日(火)	兵庫県建築士事務所総会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	橋詰副会長出席
5月25日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
5月25日(水)	第75回 定時総会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	163名出席
5月27日(金)	兵庫県社会保険労務士会総会	ホテルオークラ神戸	橋詰副会長出席
6月2日(木)	兵庫県不動産鑑定士協会総会	エスタシオン・デ・ 神戸	岸本会長出席
6月3日(金)～ 6月4日(土)	熊本会研修会及び被災地視察	熊本県	橋詰副会長、山本総務部長、藤原会員出席
6月8日(水)	近畿税理士会神戸支部総会	エスタシオン・デ・ 神戸	三嶋副会長出席
6月9日(木)	登録証交付	本会会議室	1名
6月9日(木)	常任理事会	本会会議室	熊本地震への対応について他
6月21日(火)～ 6月22日(水)	連合会 第73回 定時総会	東京ドームホテル	岸本会長、橋詰副会長、山本・中山・渡邊各常任理事出席
6月24日(金)	日本公認会計士協会兵庫県総会	ホテルオークラ神戸	安居副会長出席
6月27日(月)	法務局総務課訪問	神戸地方法務局	山本総務部長出席

財務部			
開催日	行事名	場所	議題等
3月15日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	平成27年度事業報告について他
3月18日(金)	近プロ財務部会	大阪会会館	大手財務部長出席
4月7日(木)	総務・財務合同部会	本会会議室	平成27年度共済証券特別会計繰越金の処分案について他
4月7日(木)	特別基金運営委員会・退会一時 金配分委員会	本会会議室	平成27年度分証券特別会計繰越金の処分について他
4月12日(火)	監事会	本会会議室	決算監査の打合せ他
4月12日(火)	決算監査	本会会議室	平成27年度決算監査
4月19日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	平成28年度定時総会の運営について他

部会・委員会報告

自 平成28年1月1日
至 平成28年6月30日

業 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
2月2日(火)	近プロ「不動産登記規則第93条不動産調査報告書(改定)及び不動産登記法第14条地図作成作業」に関する説明会	大阪会会館	岸本会長、安居副会長、関和業務部長、瓜生業務副部長、宮嶋社会事業副部長、竹島社会事業部理事、小部・若原両業務部員
2月5日(金)	大阪会との基準点管理システム打合せ	大阪会会館	基準点管理システムについて他
2月6日(土)	業務部会	但馬(香美町)会議室	平成27年度第2回業務研修会について他
2月18日(木)	京都会「土地鑑定講座」	京都会会館	安居副会長、島本業務部員出席
2月19日(金)	業務研修会打合せ	本会会議室	安居副会長、関和業務部長、瓜生業務副部長、稲岡業務部員出席
2月26日(金)	近プロ「土地家屋調査士業務に係る土地法制に関する研究」についての説明会	大阪会会館	安居副会長、関和業務部長、鬼頭情報管理室長出席
3月3日(木)	近プロ業務部会	本会会議室	岸本会長、安居副会長、関和業務部長出席
3月8日(火)	平成27年度第2回オンライン申請講座	大阪会会館	藤本業務部理事、森田・井上両業務部員出席
4月25日(月)	近プロ業務部会	本会会議室	岸本会長、安居副会長、関和業務部長、瓜生業務副部長出席
6月7日(火)	神戸トレーニングセンタグランドオープンセレモニー	(株)トプコンソキアポジショニングジャパン 神戸トレーニングセンタ	関和業務部長、渡邊研修部長出席
6月10日(金)	境界問題相談センターおおさか研修会	エル・おおさか南ホール	中井センター長、阪本推進委員長、横田推進副委員長、藤井業務部員出席
6月14日(火)	業務部小会議	グリーンヒルホテル 明石	今年度事業について他

広 報 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
2月15日(月)	司法書士会との打合せ会	司法書士会館	三嶋副会長、中山広報部長、菊田広報副部長出席
2月25日(木)	広報部会	本会会議室	今年度の事業について他
3月16日(水)	近プロ広報部会	大阪会会館	中山広報部長出席
3月23日(水)	立命館大学寄附講座第2回講師会議	立命館大学	中山広報部長、井本会員出席
3月29日(火)	自由業団体合同相談会打合せ会	弁護士会館	中山広報部長、菊田広報副部長出席
4月15日(金)	立命館大学寄附講座	立命館大学	中山広報部長(講師)
5月9日(月)	自由業団体合同相談会打合せ会	弁護士会館	中山広報部長、菊田広報副部長出席
5月16日(月)	京都産業大学寄附講座	京都産業大学	井本会員(講師)
6月6日(月)	京都産業大学寄附講座	京都産業大学	中山広報部長(講師)
6月15日(水)	広報部会	本会会議室	今年度の事業について他
6月15日(水)	自由業団体合同相談会打合せ会	弁護士会館	三嶋副会長、菊田広報副部長出席

研 修 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月23日(土)～1月24日(日)	近プロ新人研修会	ホテルコスモスクエア国際交流センター	11名受講
2月5日(金)～2月7日(日)	第11回ADR特別研修(基礎)	大阪会会館	渡邊研修部長出席
2月12日(金)	第2回選択研修会	本会会議室	32名受講
2月23日(火)	第2回業務研修会	神戸産振センター	189名受講

部会・委員会報告

自 平成28年1月1日
至 平成28年6月30日

研 修 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
2月24日(水)	第2回業務研修会	姫路市民会館	132名受講
3月1日(火)	第2回業務研修会	和田山ジュピターホテル	64名受講
3月4日(金)	研修部会	本会会議室	平成27年度の活動について他
3月11日(金)	第2回業務研修会	洲本市文化体育館	22名受講
3月11日(金) ～3月12日(土)	第11回ADR特別研修(集合)	大阪会会館	渡邊研修部長出席
3月13日(日)	第11回ADR特別研修(総合)	大阪会会館	渡邊研修部長出席
4月2日(土)	第11回ADR特別研修 考査	大阪会会館	4名受講
4月21日(木)	研修部会	本会会議室	測量研修会について他
4月26日(火)	近プロ研修部会	大阪会会館	渡邊研修部長出席
5月13日(金)	測量研修会(座学)	しあわせの村	23名受講
5月14日(土) ～5月15日(日)	測量研修会(実習)	しあわせの村	23名受講
6月7日(火)	神戸トレーニングセンタグラン ドオープンセレモニー	(株)トプコンソキアポ ジショニングジャパン 神戸トレーニング センター	関和業務部長、渡邊研修部長出席

社 会 事 業 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月5日(火)	法務局との打合せ会	神戸地方法務局	三嶋副会長、高橋社会事業部長出席
1月20日(水)	筆界調査委員任命式	神戸地方法務局	
1月26日(火)	まちづくり事務局委員会	神戸税協会館	中井委員出席
2月12日(金)	近畿地方整備局用地部との意見 交換会	大阪会会館	高橋社会事業部長出席
3月3日(木)	近プロ社会事業部・センター長 合同会議	滋賀会会館	中井センター長、高橋社会事業部長出席
3月4日(金)	社会事業部会	本会会議室	平成27年度の活動について他
3月31日(木)	まちづくり事務局委員会	弁護士会館	中井・高橋両委員出席
5月9日(月)	まちづくり事務局委員会	弁護士会館	中井・高橋両委員出席
5月12日(木)	兵庫県農地整備課との打合せ	兵庫県庁	三嶋副会長、高橋社会事業部長出席
5月17日(火)	社会事業部会	本会会議室	平成28年度の事業計画について他
5月23日(月)	不動産鑑定士協会との打合せ	本会会議室	岸本会長、高橋社会事業部長出席
6月1日(水)	まちづくり事務局委員会	弁護士会館	中井・高橋両委員出席
6月10日(金) ～6月12日(日)	まちづくり支援機構による熊本 地震へのワンバック相談会	熊本県	三嶋副会長、高橋社会事業部長、天野社会事業部員出席
6月24日(金)	犯罪の起きにくい社会づくりフ ォーラム2016	パレス神戸	高橋社会事業部長出席

技 術 対 策 委 員 会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月18日(月)	技術対策委員会班会議	本会会議室	次年度の測量研修会について他
1月22日(金)	登記基準点設置にかかる観測作業	丹波市氷上町地区	安居副会長、高見技術対策委員長、西村技術対策副委員長、平塚・富澤・丸山・大西・黒田各委員出席
4月8日(金)	技術対策委員会	本会会議室	平成28年度測量研修会について他
4月21日(木)	技術対策委員会	しあわせの村	平成28年度測量研修会の現地確認及び打合せ他

部会・委員会報告

自 平成28年1月1日
至 平成28年6月30日

支 部 長 会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
2月22日(月)	近畿各会支部長会議長等交流会	大阪会会館	樋口支部長会議長出席
4月7日(木)	支部長会	本会会議室	各支部の情報交換他

境界問題相談センターひょうご			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月13日(水)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
1月20日(水)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
2月12日(金)	境界問題相談センターおおさか研修会	エル・おおさか	中井センター長、高橋社会事業部長、阪本推進委員長、横田推進委員出席
2月17日(水)	筆界特定室との打合せ	神戸地方法務局	中井センター長、阪本推進委員長出席
3月3日(木)	近プロ社会事業部・センター長合同会議	大阪会会館	中井センター長、高橋社会事業部長出席
3月9日(水)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
3月9日(水)	センター研修会	本会会議室	35名受講
3月24日(木)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
5月9日(月)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
6月10日(金)	境界問題相談センターおおさか研修会	エル・おおさか南ホール	中井センター長、阪本推進委員長、横田推進委員、藤井業務部員出席
6月13日(月)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
6月15日(水)	センター研修会打合せ会	本会会議室	センター研修会について他
6月25日(土)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
6月25日(土)	センター研修会	本会会議室	28名受講

- ★測量機器販売・調整
- ★測量CADシステム販売・サポート
- ★スキャニングサービス・各種印刷関連 ・製図製本
- ★測量消耗品関連販売



Total Support
トータルサポート

〒651-2135 神戸市西区王塚台3丁目27番地の8 TEL&FAX 078-202-7070

直通連絡：080-2449-2729 担当：中田/PCメール：total-support@zeus.eonet.ne.jp

会 員 の 動 向

平成28年6月30日現在

○入会届

支 部 伊丹 入会年月 H 28 ・ 2 ・ 1		やまづみ ただし 山住 正 登 録 番 号 2 4 6 5 会 員 番 号 1 9 2 8	事務所 〒666-0002 川西市滝山町11-6 TEL 072 (758) 4266 FAX 072 (758) 4067 E-mail yamazumi@hotmail.com	測補
支 部 神戸 入会年月 H 28 ・ 2 ・ 1		やまだ みつひろ 山田 充宏 登 録 番 号 2 4 6 6 会 員 番 号 1 9 2 9	事務所 〒657-0033 神戸市灘区徳井町4丁目3-15 TEL 078 (851) 2828 FAX 078 (851) 8403 E-mail kurage@suemoto.net	測補
支 部 淡路 入会年月 H 28 ・ 2 ・ 10		なかがわ ただし 中川 忠士 登 録 番 号 2 4 6 7 会 員 番 号 1 9 3 0	事務所 〒656-0025 洲本市本町4丁目2-19 TEL 0799 (24) 2859 FAX 0799 (24) 2859 E-mail chusuke@mwd.biglobe.ne.jp	測補
支 部 神戸 入会年月 H 28 ・ 2 ・ 10		やの たいさく 矢野 太作 登 録 番 号 2 4 6 8 会 員 番 号 1 9 3 1	事務所 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目3-15 TEL 078 (392) 5533 FAX 078 (331) 7906 E-mail yano@to-ki.gr.jp	測補
支 部 加古川 入会年月 H 28 ・ 3 ・ 1		ふなえ ひろかつ 船江 寛克 登 録 番 号 2 4 6 9 会 員 番 号 1 9 3 2	事務所 〒676-0814 高砂市春日野町5-3 TEL 079 (448) 5035 FAX 079 (446) 7022 E-mail h-umetani@bb.banban.jp	測補
支 部 姫路 入会年月 H 28 ・ 3 ・ 1		ひらかわ あきお 平川 朗雄 登 録 番 号 2 4 7 0 会 員 番 号 1 9 3 3	事務所 〒671-2222 姫路市青山1丁目38-2 TEL 079 (228) 0988 FAX 079 (228) 0989 E-mail hirakawa-touki@nike.eonet.ne.jp	測補
支 部 神戸 入会年月 H 28 ・ 3 ・ 1		いなどめ まさひろ 稲留 正博 登 録 番 号 2 4 7 1 会 員 番 号 1 9 3 4	事務所 〒653-0811 神戸市長田区大塚町1丁目1-17-2階 TEL 078 (647) 6988 FAX 078 (641) 6161 E-mail inadome@i-office.jp	測補
支 部 西播 入会年月 H 28 ・ 3 ・ 1		さかもと りょう 坂本 龍 登 録 番 号 2 4 7 2 会 員 番 号 1 9 3 5	事務所 〒678-0221 赤穂市尾崎316-23 TEL 0791 (43) 2874 FAX 0791 (43) 2874 E-mail	測行

会員の動向

平成28年6月30日現在

支 部 姫 路		みずち あも 水地 明茂 登録番号 2473 会員番号 1936	事務所 〒670-0965 姫路市東延末3丁目18	TEL 079 (285) 1818	FAX 079 (223) 1110	測補
入会年月 H 28 ・ 4 ・ 1			E-mail landsat@beach.ocn.ne.jp			
支 部 加 古 川		ふくだ ふみひこ 福田 文彦 登録番号 2474 会員番号 1937	事務所 〒675-0017 加古川市野口町良野1580	TEL 079 (423) 5155	FAX 079 (423) 5188	測
入会年月 H 28 ・ 4 ・ 11			E-mail f_fukuda@triton.ocn.ne.jp			
支 部 神 戸		おくむら こうへい 奥村 幸平 登録番号 2475 会員番号 1938	事務所 〒655-0006 神戸市垂水区本多聞1丁目 20-12-303号	TEL 078 (771) 6560	FAX 078 (771) 6817	行 測補
入会年月 H 28 ・ 6 ・ 1			E-mail Okumura.office.k@gmail.com			

○法人成立

支 部 尼 崎	土地家屋調査士法人幸陽		主	法人番号	14-0009
設置年月日 H 28 ・ 4 ・ 1	事務所	〒660-0052 尼崎市七松町3丁目4-5			
	TEL	06 (6412) 4602	FAX	06 (6412) 4600	
	社員名	(代表社員) 橋詰 繁美 (社員) 森山 峯也			

○法人事務所設置

支 部 神 戸	土地家屋調査士法人TAP		従	法人番号	14-0008-14-0007
設置年月日 H 28 ・ 4 ・ 1	事務所	〒654-0132 神戸市須磨区多井畑南町33-6			
	TEL	078 (743) 3649	FAX	078 (743) 3659	
	社員名	安居 正彦			

○名簿記載事項変更・訂正

登録番号	会員番号	会員名	名簿記載事項	支部	名簿頁
2435	1898	尾繩 博之	(E-mail) onawa@to-ki.gr.jp	神戸	17
2290	1754	松隈 紀文	(E-mail) bepaje@yahoo.co.jp	伊丹	49、55
2464	1927	小枝 佐世	(E-mail) sunleaf.koeda@honey.so-net.jp	阪神	48
2458	1921	齋藤 秋人	(FAX) 078 (330) 4290	神戸	12、21
2438	1901	池田 邦泰	(TEL) 079 (278) 6827 (FAX) 079 (278) 6827	姫路	70、72
2440	1903	土肥 新治	(E-mail) dohi-investigate@zeus.eonet.ne.jp	神戸	25
2217	1680	田中 昭範	(E-mail) powerpoint2217@yahoo.co.jp	神戸	2、24
1999	1461	中島 正吾	(E-mail) n.shogo.office@gmail.com	但馬	122、127
2462	1925	中田 哲	(E-mail) nakasato@genki.zaq.jp	伊丹	53

会員の動向

平成28年6月30日現在

○支部移動届 (神戸支部→阪神支部)

支 部 阪 神		たぶち ふみあき 田 淵 文 昭	事務所	〒665-0021 宝塚市中州1丁目4-27		測補	
		登 録 番 号 2 4 0 9	TEL	0797 (74) 3008	FAX		0797 (74) 3108
		会 員 番 号 1 8 7 2	E-mail	to-pro-sk 3 @icloud.com			

(加古川支部→姫路支部)

支 部 姫 路		まつおか ひろゆき 松 岡 博 之	事務所	〒671-2216 姫路市飾西483-3		測	
		登 録 番 号 2 4 5 4	TEL	079 (269) 9532	FAX		079 (269) 9533
		会 員 番 号 1 9 1 7	E-mail	matsuoka-2454@sage.ocn.ne.jp			

○事務所変更届

登録番号	会員番号	会員名	事務所	電話・FAX	支部	名簿頁
2106	1568	吉田 伸二	〒658-0032 神戸市東灘区向洋町中1丁目14 イーストコート2番街506号	TEL変更なし FAX変更なし	神戸	34
2455	1918	城戸 文昭	〒670-0992 姫路市福沢町85 プチメゾンSENBA201	TEL079 (229) 1978 FAX079 (229) 1985	姫路	70、76
2426	1889	鈴木 浩二	〒657-0852 神戸市灘区大石南町1丁目 2-18	TEL078 (871) 8547 FAX078 (862) 6971	神戸	23
2113	1575	野口 英譲	〒663-8211 西宮市今津山中町9-14	TEL変更なし FAX変更なし	阪神	44
2057	1519	中田 温通	〒663-8214 西宮市今津曙町3-11	TEL変更なし FAX変更なし	阪神	44
2327	1791	吉良 朋浩	〒669-3461 丹波市氷上町市辺221-3	TEL変更なし FAX変更なし	但馬	125
1782	1229	藤本 宜正	〒668-0852 豊岡市江本124-1	TEL変更なし FAX変更なし	但馬	128
2140	1602	飯塚 昌弘	〒670-0949 姫路市三左衛門堀東の町76	TEL変更なし FAX変更なし	姫路	72
1775	1224	西本 公彦	〒673-0442 三木市別所町興治416-2	TEL変更なし FAX変更なし	明石	99、106

会員の動向

平成28年6月30日現在

○退会届

登録番号	会員番号	会員名	退会年月日	事由	支部	名簿頁
2088	1550	前川 敦夫	H28. 1. 30	廃業	神戸	30、166
1978	1436	小野 由述	H28. 1. 31	退会	阪神	41、159
2114	1576	永尾 伍	H28. 1. 31	退会	明石	105、164
583	355	岩根 正	H28. 1. 31	廃業	淡路	140、158
1975	1433	藤堂 登	H28. 2. 24	廃業	淡路	141、163
1994	1456	奥野 三郎	H28. 2. 29	退会	神戸	17、159
2371	1834	田中 秀武	H28. 3. 1	退会 (大阪会へ)	阪神	38、43、163
1670	1105	由利 和夫	H28. 3. 31	退会	阪神	47、169
1254	702	岩田 幸之助	H28. 3. 31	退会	但馬	124、158
1661	1092	蔵岡 勝一	H28. 4. 6	廃業	阪神	47、169
2166	1628	田中 寛生	H28. 5. 20	退会	阪神	43、163
1668	1267	木村 正道	H28. 5. 31	退会	尼崎	62、160

○法人の解散

法人番号	法人名(社員名)	退会年月日	支部	名簿頁
12-0024-14-0004	大姫土地家屋調査士法人 (社員 上山 奉伯)	H28. 1. 20	姫路	73、147

～訃報～ つつしんでご冥福をお祈りいたします。



加古川支部 入江 和廣 殿(享年70歳)
は、平成28年4月15日にご逝去されました。

(平成4年2月1日入会)

会員の動向

平成28年6月30日現在

新入会員 アンケート

- ①出身地はどこですか？ ②あなたの住んでいるまちの自慢をしてください。
 ③現場でのお気に入りランチのお店とメニューを教えてください。
 ④仕事から帰ってのお楽しみは？ ⑤好きな休日の過ごし方は？
 ⑥ちょっぴり自慢出来ることを教えてください。
 ⑦最後に土地家屋調査士としての意気込みをお願いします。



伊丹支部
山住 正

- ①川西市です。
 ②都心部に近く緑の多い閑静なまちで、穏やかな良い人が多いです。(川西市滝山町)
 ③まだ行ったことがないのですが、「保護犬・保護猫カフェ川西店」が気になっており、近々行ってみたいです。

- ④いつも出迎えに来てくれる愛猫とたわむれることです。
 ⑤長期休暇ではスキューバダイビングをしたり、週末では近くの山を登ったりスノーボードをしたりするのが楽しいです。
 ⑥一発合格できたことです。
 ⑦生まれ育ったまちで不動産登記業務を通じて、社会に貢献していく所存です。



神戸支部
山田 充宏

- ①兵庫県神戸市
 ②お酒で有名です。(神戸市灘区)
 ③餃子の王将御影店の学割定食+餃子単品
 ④もちろんビール。
 ⑤寝てます。
 ⑥特にありません。
 ⑦宜しく申し上げます。



淡路支部
中川 忠士

- ①兵庫県洲本市
 ②海、山が近く自然が豊富なところ。(洲本市本町)
 ③特になし、捜索中です。
 ④録画していた海外サッカーの視聴
 ⑤美味しいラーメン屋探し
 ⑥実家が肉屋なので、好きな時に焼肉が食べられるのがちょっぴり自慢です。

- ⑦まだまだ知識、経験も浅く未熟ではありますが土地家屋調査士として社会に貢献できるように励みたいと思います。



神戸支部
矢野 太作

- ①芦屋市
 ②身近なところに海と山があります。海には水族館、砂浜、おいしい須磨の海苔もあり、山に行けば登山ができること。(神戸市須磨区)
 ③現場の時は愛妻弁当
 ④ビールを飲むこと。

- ⑤サーフィン、釣り
 ⑥自作のルアーで魚を釣ったこと。
 ⑦早く一人前になって、皆様に信頼していただける調査士になります。



加古川支部
松江 寛克

- ①兵庫県加古川市
 ②加古川唯一の酒蔵！ 明治7年創業の合名会社岡田本家があります。(加古川市野口町)
 ③JR加古川駅北側にある「焼とり・活魚・季節一品料理おおいし」のお昼の日替定食。
 ④飼っている猫ちゃんと遊ぶ。

- ⑤英国カントリースタイルのお店に遊びに行くこと。
 ⑥篠山ABCマラソンを過去2回完走し、FinisherのTシャツをもらったこと。
 ⑦信頼される土地家屋調査士になれる様に、日々努力していきたいと思えます。



姫路支部
平川 朗雄

- ①姫路市です。
 ②自然が残る住みやすい場所です。(家の前の畑に鹿が時折来ます)(姫路市青山)
 ③特にありません。
 ④孫とのフェイス・タイム(テレビ電話)です。
 ⑤近くの厚生施設で2時間泳いで、1時間ゆっくりと温泉に入る。

- ⑥ダイビングはプロ資格持っています。
 ⑦日々勉強して色々な見識を持った、新しいタイプの土地家屋調査士を目指してがんばります。

会員の動向

平成28年6月30日現在



神戸支部
稲留 正博

- ①愛知県名古屋市
- ②田舎なので、静かでのんびりしている所（神戸市北区）
- ③ずんどう屋のラーメン
- ④風呂入って、ご飯食べて、のんびりする事
- ⑤大学時代の友人と遊ぶ事
- ⑥先輩方、友人に恵まれている事

⑦未熟者ですが、日々精進していきたくて考えております。何卒、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



西播支部
坂本 龍

- ①赤穂市
- ②赤穂義士、塩味饅頭（赤穂市尾崎）
- ③
- ④
- ⑤ジョギング、水泳、読書等を楽しみます。
- ⑥

⑦地域に社会貢献できるような存在になりたいと思っております。



姫路支部
水地 明茂

- ①香川県
- ②姫路城 桜がすごくキレイでした。（姫路市飾磨区）
- ③まだ姫路に来たばかりなので、これから色々行きたいと思っています。
- ④筋トレ、風呂
- ⑤サッカー観戦

⑥学生の頃からサッカーをしていたので、体力には自信あります。
⑦新人ですが、早く土地家屋調査士として社会に貢献していきたくて思っております。



加古川支部
福田 文彦

- ①加古川市
- ②その名のとおり、兵庫県最大の加古川が流れる自然豊かな街です。（加古川市尾上町）
- ③コンビニ弁当派です。セブンイレブンが多いかな？
- ④阪神タイガースの応援。
- ⑤家族とキャンプ。スモークが割と得意です。

⑥DVD収集が趣味で、そこそこ持ってます。
⑦土地家屋調査士倫理綱領を頭に焼き付け、誠心誠意業務に励んでいく所存です。



神戸支部
奥村 幸平

- ①加古川市
- ②まだ住んで3ヵ月くらいですが、海、山の景観が良く、またいろいろな店もあり、便利で住みやすいと思います。
- ③うどん（丸亀とか）この時期は冷たいぶっかけなど
- ④ビールに野球観戦

⑤のんびりと散歩など
⑥スイッチヒッター（バッティングセンターにて）
⑦早く一人前の調査士になれるようがんばります。

Q&A

近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容！

表示登記実務マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会
編集 表示登記制度実務研究会
代表 西本 孔昭（日本土地家屋調査士会連合会顧問）

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,688頁
本体価格11,000円＋税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

新日本法規オンライン

本書はオンライン書籍も発売しています。
年間利用料 本体価格12,000円＋税

登記官からみた 実務家の疑問を解消する1冊！ 「真正な登記名義の回復」・「錯誤」

—誤用されやすい登記原因—

著 青木 登
(元東京法務局 豊島出張所 総務登記官)

A5判・総頁296頁
本体価格3,200円＋税 送料実費
(電子書籍版) 本体価格2,600円＋税



新日本法規出版 大阪支社

〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
☎(06)6947-0695

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で 検索

E-mail osaka-eigyos@sn-hoki.co.jp

編集後記

広報部員として仕事をさせていただくようになって早1年以上が経ちました。当たり前なことではあるのですが、様々なところでいろいろな方々が動いているのだということ、身にしみて感じた1年でした。そして2年目となった今、こうして編集後記の原稿を書いています。

今年はオリンピックの年、まもなく始まりますね。私自身、スポーツとはほとんど無縁なのですが、観ることは好きで、何種目が注目しているものがあります。オリンピックに限らず世界的な大会で、「すごい！」と叫びたくなるプレーを観ると興奮しますが、観ることの楽しさはそれだけではありません。数年前には若手だった人が今度はベテランとなりチームを引っ張っていると、応援に力が入ります。また新たに有望な若手が出てきた種目は、注目して観ようという気になります。しかし若手達が思うように伸びず、成長が感じられない種目については徐々に観ることから遠ざかってしまいます。新旧交代がうまく進みつつある種目の方々はよく「まず、面白いと思ってもらえるように、興味を持ってもらえるようにと考えています」「若手

の〇〇に注目して下さい」と話しています。そして若手もその期待通りの活躍をし、プレーをしている人たちだけではなく、解説やリポートしている人たち一丸となって盛り上げているのだな、ということがテレビの画面からでも伝わってきます。

そこで我々の業務ですが、この仕事に興味を持ち、この仕事をやっていきたいと思う人達を育てていかなければならないというのは同じなのだと思います。そこで広報部では様々な広報活動の一環として学生インターンシップ、寄付講座を行っています。そして多くの人に広く知ってもらうために、7月23日には「7月31日土地家屋調査士の日」の新聞広告を出し、司法書士会と合同のポスターも現在作成中です。若者達に興味を持ってもらうためにも、まずは『土地家屋調査士』という名前と何の仕事をするかを知ってもらわなければなりません。力強くリードしてくれる広報部長、副部長の後ろからではありますが、広報部員の一人として頑張っていきたいと思っています。

(広報部員 山崎 伸恵)

昨年一年間、広報部員とともに広報誌の編集に携わり、色々な方に執筆依頼をおこなってきました。おかげさまで多くの会員に記事を執筆していただきました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。

今年度からは新しい試みとして2つのコーナーを設けました。一つ目は各支部の今を映し出す支部情報のコーナー。支部報や支部と行政との協議会などの情報を掲載し、広報誌としての本来の役割に立ち返ります。

もう一つは専門誌としての情報を掲載していく試みです。今回は私が担当し、オンライン申請にのみ許された「法定外添付資料の原本提示省略」について解説させていただきました。

ところがこのコーナーの記事を執筆しようとした時に、資料となる法務省通達（のちに事務連絡と判明）が見当たらない事実と直面しました。たしか一年前に

その文書を目にしたはず。しかし一年後になって今一度確認しようとした時、その文書がどこに保管されているのかわからないのです。

本会から郵送された文書をきちんとファイリングしておけば問題なかったのでしょうか？ いやそうではありません。くしくもペーパーレス化を目標としたオンライン申請の記事です。参考とする文書はもちろんオンライン上で検索できるようにしておくべきでしょう。

今後本会からの文書はもちろん、ペーパーレス化に貢献できるようなウェブサイトも整備していくことを広報部として考える必要がありそうです。

それでは年2回の広報誌の成長を楽しみにしてください。部員一同はりきって編集していきます。

(広報部長 中山 敬一)

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

【好評図書のご案内】

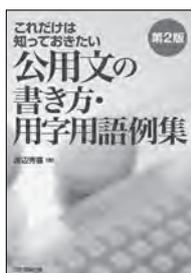


事例解説 境界紛争

～解決への道しるべ～

大阪土地家屋調査士会「境界問題相談センターおおさか」編
2016年4月刊 A5判 240頁 本体2,300円+税

- 土地家屋調査士と弁護士による実務視点からの解説書。
- 「どこで迷うか」「何に悩むか」がイメージしやすい対話式での解説を展開。
- 「初動のあり方」、「資料の収集と分析技法」、「手続選択」、「筆界特定手続・訴訟・ADR」の各留意点を詳説。



第2版 これだけは知っておきたい 公用文の書き方・ 用字用語例集

渡辺秀喜 著

2015年3月刊 B5判 264頁 本体2,300円+税

- 実務に即した文例で、読みやすい文書を作るコツ、間違いやすいポイントを解説。用字用語例集（類似語を含む。）は、約7500語を収録。
- 文書によるトラブル回避の参考として、法務局職員・自治体職員・土地家屋調査士等の実務家にも好評。文書の起案が苦手な方への研修に最適。



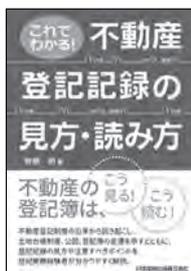
休眠担保権に関する 登記手続と法律実務

供託・不動産登記法70条3項後段特例、清算人選任、
公示催告・除権決定、抵当権抹消訴訟

正影秀明 著

2016年5月刊 A5判 580頁 本体5,100円+税

- 「供託の方法がよくわからない」、「債権者が探し出せない」という悩みを解消する一冊。「先例等の根拠を踏まえた解説」「対応方法が一目でわかるチャート図」「実務Q&A」「実際に活用できるチェックリスト」「知識を補うコラム」や供託金の具体的な計算例、書式を豊富に収録。



これでわかる！ 不動産登記記録の 見方・読み方

齊藤明 著

2016年5月刊 A5判 248頁 本体2,300円+税

- 不動産登記の基本から登記記録の実際の見方、注意すべきポイントまでを、登記実務の豊富な経験に基づきわかりやすく解説。この一冊で、登記の基礎がわかる。注意すべき登記については、具体的な記録例をもとに、図表などを多用しながら丁寧に解説。事務職員・補助職の方には特におすすめ。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)

<http://www.kajo.co.jp/>



第15回 会報 Hyogo に参加してプレゼントを当てよう!!

クイズに挑戦し、答えが分かった方は解答欄にご記入の上、必要事項・アンケートと共に兵庫県土地家屋調査士会事務局までファックスにて送って下さい。締め切りは **8月31日(水)** です。
 正解者の中から、今回は抽選で「熊本の美味しいもの」をプレゼントします。
 前回は正解者の中から抽選で3名の方に『仙台勝山館ソーセージセット』を送りました!!



「祭り」のクロスワードです。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、グレーのマスに入った5文字を並べかえてテーマに関係のある言葉にしてください。

1	2		3		4	5	
6			7	8			
	9	10				11	12
13		14			15		
16	17			18		19	
20			21				
	22				23		24
25			26				

パズル制作・笠原まき子

解答欄							
------------	--	--	--	--	--	--	--

タテのカギ

- 踊る阿呆に見る阿呆は何踊り?
- ハイ、キタカサッサー♪の「秋田○○」
- サンパで熱狂、○○のカーニバル
- 吊って中で寝る。四谷怪談の重要アイテム
- 花火のかけ声。誰か呼んだかニャ〜?
- パパの頭につかまり「オンブより高いぞ」
- ルンパやチャチャチャは○○○音楽
- 唐獅子に似合う大輪の花
- トランプやコインを使って、あ〜ら不思議
- 特設会場にスラリ、折り畳みパイプ製
- のど自慢の伴奏、生じゃなくてコレ
- 縁日でおなじみ、チョココーティングした南国果実
- 困ったわ、ゲタのコレが切れちゃった
- 縁日ですくったときは緑だったのに…
- 山車と書く。引いて練り歩く

ヨコのカギ

- 「ねぶた祭」といえば何県?
- ガマの油売りが、ギリギリ抜き放つ
- お汁粉やみそ汁用の器
- 「桃太郎まつり」がある、鳥取の隣の県
- ジャーンと鳴る、中国の打楽器
- お祭りなのに門限なんて「⇄粒」ね
- 汗を拭いたり、ねじり鉢巻にしたり
- 楽しいと、あ〜という間に経つね
- 後は任せて。いってらっしゃーい
- せんとくん、おんぼら祭といえば
- ビーチのこと。各地でサマーフェスを開催
- 「男まさり」は男にあらず
- この国のオタワで、例年「日本風夏祭り」
- 神様も大好き。祭の後、枡できゅー
- ひょっとことコンビ。お多福とも

締め切り: 8月31日

前回の解答

ソングクウ

ニ	ン	ジ	ヤ		テ	ン	キ
ツ		マ	リ	ツ	キ		ノ
コ	モ	ン	ウ		ソ	コ	
ウ		ヒ	デ	ヨ	シ		
	キ	ビ	ダ	ン	ゴ		ワ
ケ			マ		レ	イ	ク
ソ		ゴ	リ	ラ		ク	セ
カ	タ	キ		バ	ン	ラ	イ

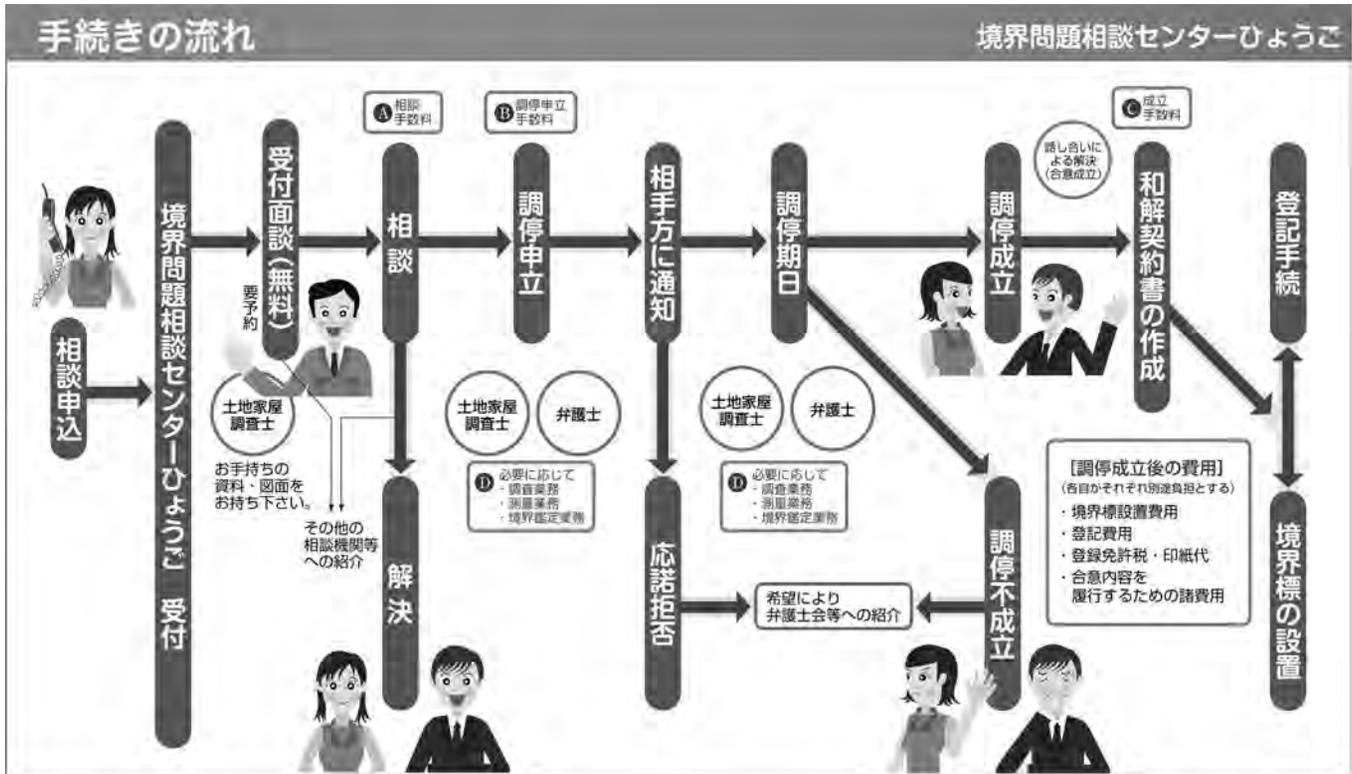
FAX番号 078-341-8115

住所 〒	
氏名	職業
この会報をどこで見ましたか?	興味があった記事を教えてください
会報にて企画して欲しい事などがあればご自由にお書き下さい。	

ありがとうございました。今後の会報編集の参考にさせていただきます。なお、プレゼント当選者の発表は商品の発送にかえさせていただきます。

土地の境界問題でお困りの方

境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」との協働による紛争解決機関です。



費用概要 (消費税込み)	調停	補助業務
A 相談 1回の相談は2時間以内 相談手数料(相談者負担) 10,000円 2回目以降(相談者負担) 10,000円 基本調査費(相談者負担) 30,000円以上+実費(印紙代等) (但し、資料の補充を必要とする場合)	B 調停申立手数料(申立人負担) 10,000円 (第1期期日手数料含む) 2回目以降期日手数料 無料	C 成立手数料(双方負担) 基本額 300,000円 (但し、事案により増減あり)(負担割合は合意による)
	必要に応じて 調査業務 ・測量業務 ・境界鑑定業務	① 調査・測量・境界鑑定業務の費用 (相談・調停手続きの補助業務) 随時見積り金額による。 (負担割合は合意による)

境界問題相談センターひょうご

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

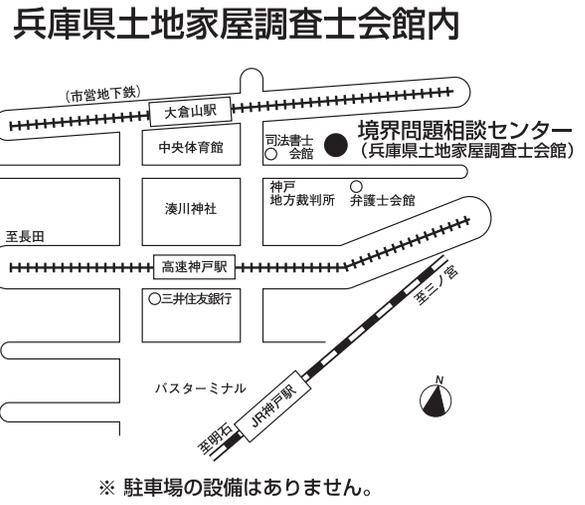
要予約 ☎0120-144-400
078-341-8280

受付/月-金 9:00~16:00(土・日・祝は除く)

※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

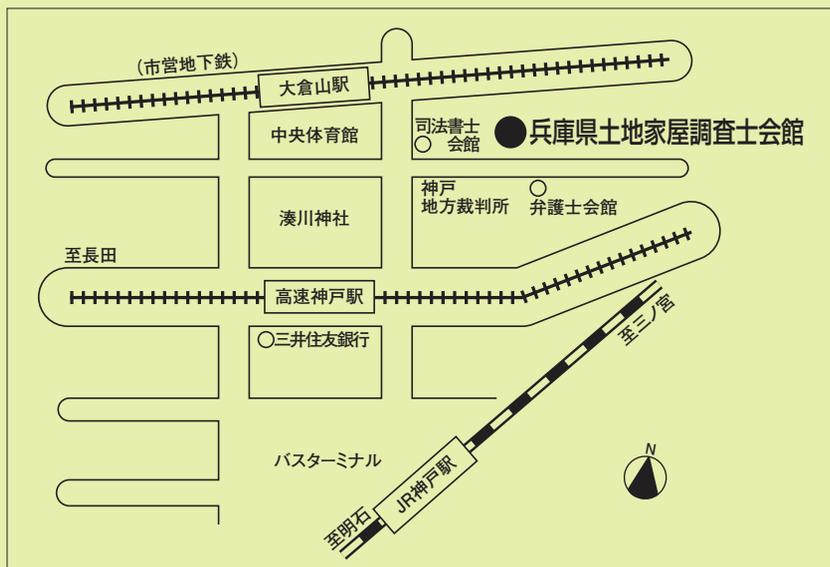
〒650-0017
神戸市中央区楠町2丁目1番1号
(兵庫県土地家屋調査士会館3階)

電話 078-341-8280
FAX 078-341-8286
URL <http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/>





「清水の舞台」世界遺産 京都音羽山清水寺本堂
(神戸支部 横田 史生会員)



兵庫県土地家屋調査士会

〒650-0017

神戸市中央区楠町2丁目1番1号

TEL 078-341-8180

FAX 078-341-8115

E-mail info@chosashi-hyogo.or.jp

発行者 兵庫県土地家屋調査士会
会長 岸本 八太郎

編集者 兵庫県土地家屋調査士会
広報部

印刷所 福田印刷工業株式会社
神戸市東灘区魚崎西町4-6-3
TEL 078-811-3131
FAX 078-851-8443